

2018(平成30年度)～2022(平成34年度)

第2期 岩倉市地域 福祉計画

～「しあわせ」と「安心」の
まちづくり いわくら～

2018(平成30)年3月
岩倉市
岩倉市社会福祉協議会

はじめに

本市では、2013（平成25）年度に「岩倉市地域福祉計画」を策定し、「いわくら福祉市民会議」を中心に地域課題の解決に取り組んできました。また、福祉に携わる人どうしの“顔の見える連携”を構築するため、社会福祉事業者や地域福祉協力者等の交流も働きかけているところです。

近年、高齢者の単身世帯・核家族の増加に加え、同一世帯に複合的な問題を抱えていたり、縦割りの制度の狭間に陥ってしまったりと、地域福祉に関する課題は複雑化し、また多様化しています。そうしたなか、制度や分野の枠を越え、人や資源が世代を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をつくっていく地域共生社会が求められています。

第2期岩倉市地域福祉計画では、小学校区ごとに抽出した地域課題を解決するための具体的な行動を示した住民活動計画を立てるという新しい試みをしています。行政と社会福祉協議会は住民主体の活動を支援するとともに、今後、より重要性を増していく本計画を浸透させていくため、部局間の横断的かつ包括的な体制をつくっていくよう努めてまいります。

本計画の基本理念である「「しあわせ」と「安心」のまちづくり いわくら」の実現をめざして、誰もが住み慣れた地域のなかでお互いに支え合い、健やかに生きがいを持ちながら自分らしく暮らせる、“住むなら岩倉”と実感していただけるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様には地域福祉の活動に対し、引き続き積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、岩倉市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様に、貴重なご意見やご提言をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

2018（平成30）年 3月

岩倉市長 久保田 桂朗

目次

序章：第2期岩倉市地域福祉計画策定にあたって

1	第1期岩倉市地域福祉計画を振り返って.....	1
	（1）第1期岩倉市地域福祉計画の理念と目標.....	1
	（2）作業部会ごとの意見集約.....	1
	（3）作業部会としての総括.....	3
2	第2期岩倉市地域福祉計画策定の意義と背景.....	4
	（1）「我が事」「丸ごと」地域共生社会の実現.....	4
	（2）暮らしの安心のしくみづくり.....	6
	（3）第2期岩倉市地域福祉計画の理念と目標.....	7
	（4）第2期岩倉市地域福祉計画の性格.....	9
3	第2期岩倉市地域福祉計画の構成.....	10
	（1）住民活動計画を社会福祉協議会と行政が支える支援計画.....	10
	（2）福祉関連の他の個別計画との関連性.....	11
	（3）第2期岩倉市地域福祉計画の期間.....	13
4	地域包括ケアシステムの構想と実現.....	14
	（1）いわくらあんしんねっと.....	14
	（2）いわくら丸ごと相談室のイメージ.....	14
	（3）いわくら版地域包括ケアの面的構図.....	16
5	第2期岩倉市地域福祉計画策定の手順と方法.....	19
	（1）計画策定にむけての準備.....	19
	（2）計画策定の手順と方法.....	20

第1章：住民活動計画

1 各小学校区の特徴と具体的活動.....	23
(1) 岩倉北小学校区.....	25
(2) 岩倉南小学校区.....	29
(3) 岩倉東小学校区.....	33
(4) 五条川小学校区.....	37
(5) 曾野小学校区.....	41
2 地域福祉計画一覧.....	45

第2章：社会福祉協議会の支援計画

1 社会福祉協議会の活動.....	51
2 基本計画.....	51
(1) 社会福祉協議会の支援計画の目標.....	51
(2) 地域福祉推進主体の地域構成の比較.....	52
(3) 支援の内容.....	53

第3章：行政の支援計画

1 行政の支援計画とは.....	57
2 庁内の連携.....	57
3 基本計画.....	58
(1) 行政の支援計画の目標.....	58
(2) 施策の方向.....	59

第4章：計画の推進に向けて

1 計画の実施主体.....	65
(1) 地域福祉計画推進委員会.....	65
(2) いわくら福祉市民会議.....	65
(3) いわくらあんしんねっと.....	65
(4) 行政および社会福祉協議会の支援体制.....	65
2 今後のとりくみについて.....	66

資料

1 第1期岩倉市地域福祉計画実績報告.....	69
2 2016（平成28）年実施 「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関する調査結果(抜粋)	75
3 計画策定までの経緯.....	82
4 計画策定協力者.....	84
5 事務局.....	85



序章

第2期 岩倉市地域福祉計画 策定にあたって

1 第1期岩倉市地域福祉計画を振り返って

(1) 第1期岩倉市地域福祉計画の理念と目標

第1期岩倉市地域福祉計画（2013（平成25）年度－2017（平成29）年度）では、「安全・安心・快適に暮らせるまち いわくら」を基本理念として、誰もが、安全・安心・快適に暮らし続けることができる岩倉市をめざして、地域社会の平和が守られ、生活上の困りごとを解決していくしくみを整え、住民どうしがお互いに支え合う、優しさにあふれるまちづくりに取り組むことを基本理念として掲げました。また、次のような6つの目標（①いつまでも住み続ける、②ゆたかなつながりのある、③共に助けあう、④誰もが主役、⑤自立と共生、⑥共に発展するまちづくり）を掲げ、それらの目標に基づいて具体的な活動を住民主体で取り組んできました。

(2) 作業部会ごとの意見集約

第1期岩倉市地域福祉計画の推進にあたっては、推進主体として「いわくら福祉市民会議」を設置しました。そのなかに、「交通・安全・防災システム」、「保健・医療・福祉・教育」、「居住環境・まちづくり」、「地域・コミュニケーション」の4つの作業部会に分かれて、市民計画の推進を図ってきました。各作業部会のとりくみの成果に基づいた今後の課題を整理しました。

A.「交通・安全・防災システム」部会

- 1) 活動としては、「私たちのできる災害への備え」の冊子の作成と配布を行いました。防災意識の醸成になればと考え、大型紙芝居での地震時の対応を子どもたちに訴えるなどの試みをしてきました。しかし、大型紙芝居の開催が少なかったこともあり、もっと災害に対する危機意識を浸透させたいと思います。
- 2) 「岩倉市デマンド型乗合タクシー」が開始、運用されて、利用者登録証も受領したが、利用する機会が少ないのが現状です。必要性を感じ、利用促進に取り組む必要があると感じています。
- 3) 交通安全に関する広報活動として、ビラ、ポケットティッシュの配布を数回実施し、啓蒙活動に努めました。商業施設、岩倉駅構内や、老人クラブの「交通安全教室」などで活動しました。こうした活動では、交通安全協会などの関連団体との連携が必要であると感じました。

B.「保健・医療・福祉・教育」部会

- 1) 健康づくりをみんなで気軽にと考え「岩倉さんぽ」を企画しました。一方、岩倉という地域の歴史などを宣伝すべきであり、地域を知るとい活動も必要という意見が出て、「岩倉さんぽ」が単なる歩く会ではなく、岩倉の歴史を訪ねるという企画になっていきました。車イスに老親を乗せた息子さんが車イスを押しての参加、かわいい生後何ヶ月の孫を抱いた若いおじいちゃんや、小学生など思いがけない年代のさまざまな方たちの参加で驚きを感じました。

- 2) 「岩倉さんぽ」を土台にして、“岩倉ご当地カルタ”の作成をしました。
ご当地カルタ作りは難しく、なかなか進みませんでしたが、やっているうちに楽しくなりました。活動は楽しくないと続かないと実感しました。また、「知りたい」という気持ちを持ち続け、それが健康・長寿・認知症予防にも影響を及ぼすものだとして改めて実感しました。
- 3) まちの縁側まつりや、子どもからお年寄りまで楽しめる伝承遊びや手作りコーナーを設けて多世代交流をめざしました。認知症の方にはどう接したらいいかはじめての実践、声のかけ方など教えていただき、聞かなければわからないことばかりでしたが、いろいろな方と知り合いになりました。
- 4) 各町内では、高齢化・単身生活化が進んでいます。そして、近所のつきあいも希薄になっています。それゆえ、町内会・老人会は、役職につく人がいなくなり、活動が停滞しがちです。もっと地域活動に参加する方を増やさなくてはなりません。したがって、役所の方々とボランティアでの活動が更に要望されるのではないかと思います。私たち代表が住民に呼びかけお互いに助け合うまちになるように努力していきたいと思っています。
- 5) お元気な高齢者の方には、ボランティアとして、子どもの遊びの伝承などに参加していただきたいので、そうした機会をつくっていかねばと思います。

C. 「居住環境・まちづくり」部会

- 1) 各町内の役員さん又関係者の皆さんが協力し合って、ごみ出しマナーの啓発を行って頂いておりますので、町内のごみのポイ捨てなどが無くなり、きれいになったと感じています。
- 2) 公園を利用する親子、子どもが昔より減ってきたのが残念でさびしい感じもあります。「みんなあつまれ公園で遊びませんか」のとりくみを、地道に続け、子どもたちが興味をもって遊べる環境になるとよいと思います。
- 3) ペット飼育マナーについてのポスターを作成し、掲示することである程度の成果を上げることができました。

D. 「地域・コミュニケーション」部会

- 1) ポケットティッシュにいろいろなあいさつ文を印刷して、スーパーや軽トラ市などで配布しました。日常的なあいさつが会話に発展し、子どもの見守りや防犯にもつながって、ご近所意識も高まることを期待しています。
- 2) 誰もが集える場として、「みんなの広場い〜わくん」（ふれあいセンター）を開設し、チラシをつくり、西市、新柳、新柳1区の住民を対象に回覧板や口コミで宣伝しました。毎月第2、4水曜日の午後3時間の日程は部会員にとっては少し荷が重かったように思いましたが、地域サロン「ひなたぼっこ」の立ち上げにつなげることができました。参加者の中には、なかなか打ち解けて話そうとしない人もおり、地域交流の難しさを実感しました。

- 3) 地域サロン「ひなたぼっこ」の活動に部会として、どの様にかかわって行くかも検討事項であり、また、新たなサロンが他の地域に開設されるときには、立ち上げを支援する（運営の支援を行う）ことなども必要であると感じています。

（3）作業部会としての総括

- ① 幅広い世代と各地区少なくとも2人以上の参加が必要だと感じています。
- ② 何と言っても、部会のメンバーに恵まれ、活動することがとても楽しく、テーマの課題に真剣に向かい、情報を交換し、議論できたことであります。
- ③ 計画策定については、キーワードを手掛かりにして項目やめざしていく姿を想定し、市民が主体になって取り組むことを設定しました。具体的な活動から、時間をかけて取り組むことにしました。
- ④ 月2回という短いサイクルでの部会開催でメンバーが次第に打ち解け、和やかに話が進むようになりました。
- ⑤ 計画にありながら、全く手つかずの項目もあり、計画の見直しの必要性を感じていますが、一步一步前へは進めるものだと思います。
- ⑥ まちが変わる？変えられる？私が参加して何かが変わるとの思いで、この福祉市民会議に参加することになりました。
- ⑦ 同じようなテーマで、市内で活動されている団体もあるので、そういった団体との交流もあってよかったのではと思っています。
- ⑧ これからもお人好しとして、このまちに快適に暮らしていけるように、行政や個人とアンテナを張りつつ、できることを皆さんと協力し、知らないことを発見しながら過ごせたらいいなと感じています。

※以上の記載については、部会メンバーの声を掲載したものです。

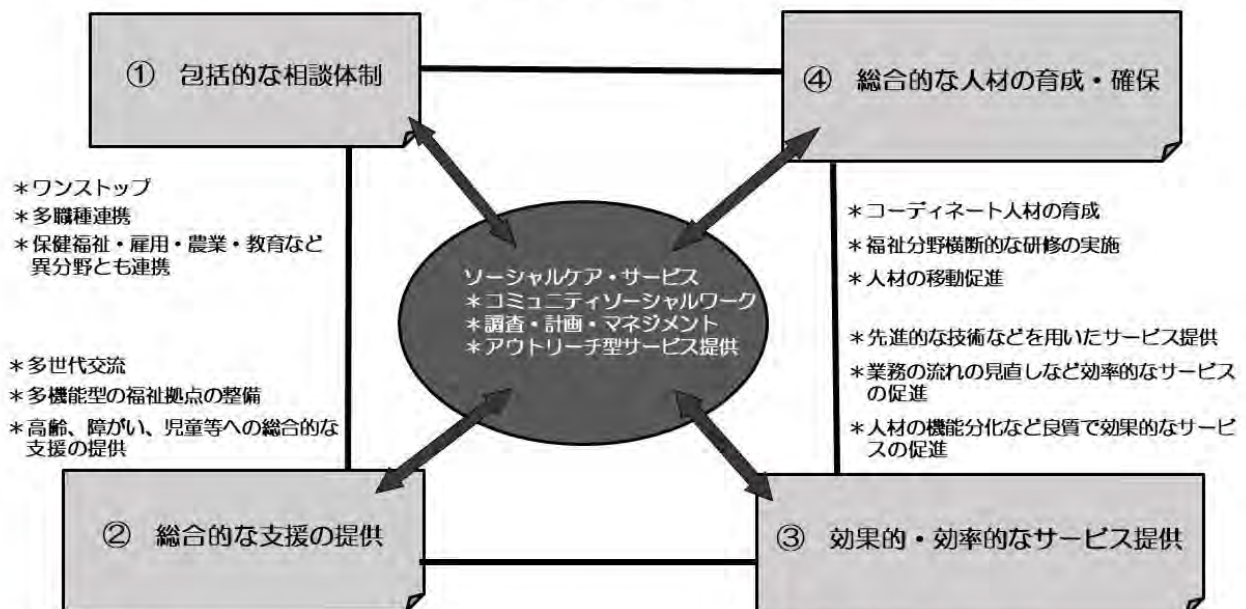
2 第2期岩倉市地域福祉計画策定の意義と背景

(1) 「我が事」「丸ごと」地域共生社会の実現

厚生労働省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（2015（平成27）年9月17日）を発表しました。そのなかでは、「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」をめざして、4つの改革の方向を提示しています。

- ① 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て＋資源開発（ワンストップ型・連携強化型による対応、地域をフィールドに保健福祉・雇用・農業・教育など異分野とも連携）
- ② 高齢、障がい、児童などへの総合的な支援の提供（多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進、①を通じた総合的な支援の提供）
- ③ 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上（先進的な技術などを用いたサービス提供手法の効率化、業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進、人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進）
- ④ 総合的な人材の育成・確保（①を可能にするコーディネート人材の育成、福祉分野横断的な研修の実施、人材の移動促進）

図表1 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の概要（厚生労働省）



注：厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（2015(平成27)年9月17日)をもとに構内を追加

さらに厚生労働省は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ（2016（平成28）年7月15日）、「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」の指針を示し、「地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ」を発表しました。概要は以下の通りです。

総論：①地域共生が文化として定着する挑戦、②専門職による多職種連携、地域住民などとの協働による地域連携、③「点」としてのとりくみから、有機的に連携・協働する「面」としてのとりくみへ、④「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ、⑤「支え手」と「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1：市町村における包括的な支援体制の構築

⇒地域の各分野（福祉、医療、介護、教育、居住環境、農林水産、観光など）における場や人材とつながる。地域づくりを推進する財源づくり（テーマ型共同募金、クラウドファンディング、Social Impact Bond（ソーシャルインパクトボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的とりくみ、企業の社会貢献活動）

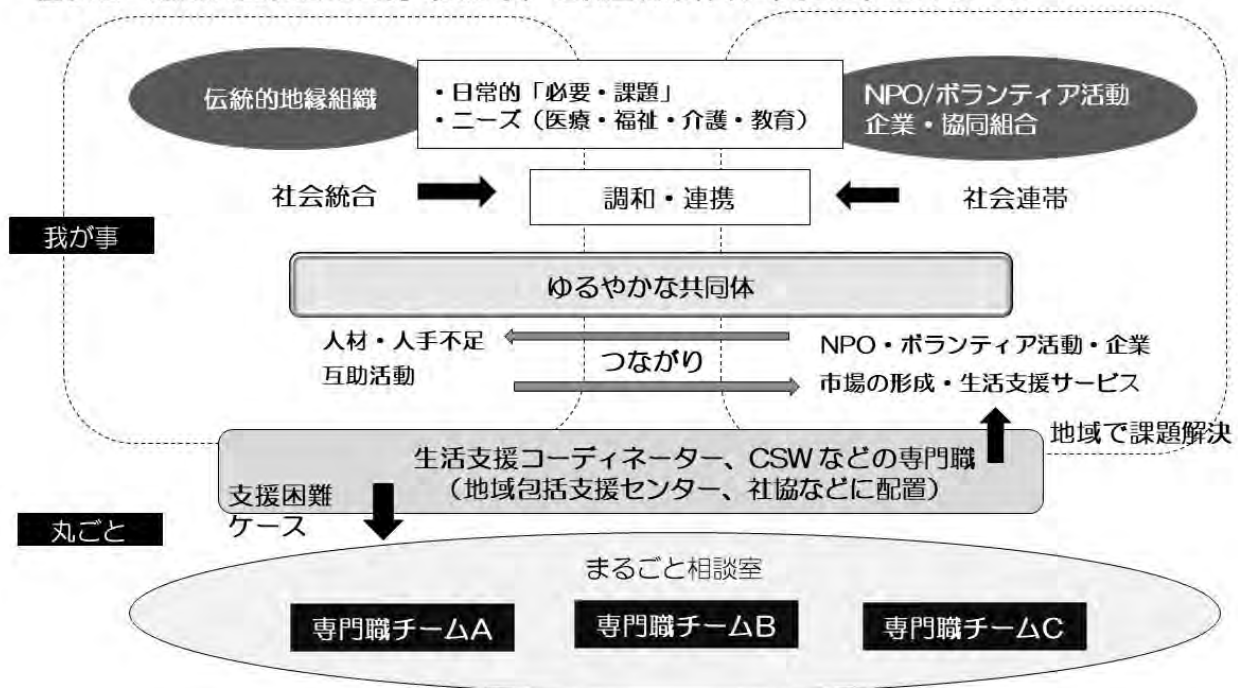
各論2：地域福祉計画に対する支援計画

⇒他の計画との連携。制度の狭間問題への対応。部局を超えた協働のしくみづくり

各論3：自治体、国の役割

⇒市町村：地域包括ケアシステムの構築、都道府県：広域圏の独自施策の企画・立案、国：「我が事・丸ごと」の人材育成と補助

図表2 地域共生社会の実現（我が事）と総合相談体制（丸ごと）のイメージ

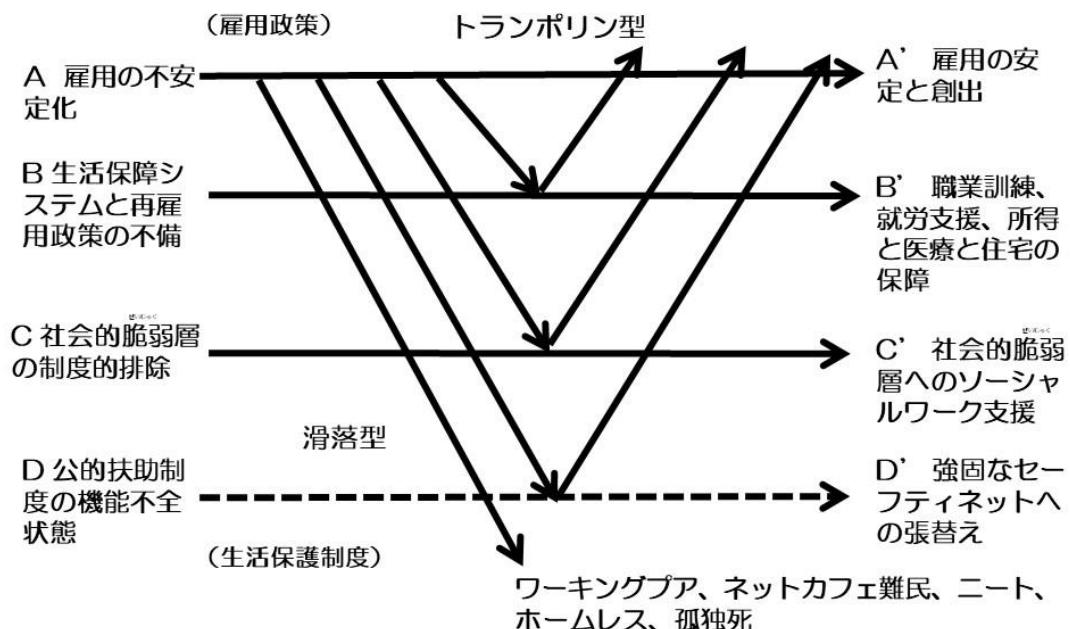


(2) 暮らしの安心のしくみづくり

2016（平成28）年10月に実施した「岩倉市民の「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関するアンケート」において、「社会保障・社会福祉の考え方」について尋ねたところ、岩倉市民の多くが中福祉中負担型の福祉体制を望んでいます。中福祉中負担型の福祉体制を選択した場合には、岩倉市では、4段階のセーフティネットが必要となります。第1のセーフティネットは雇用の安定と創出です。第2は職業訓練、就労支援、所得と医療と住宅の保障です。第3は社会的脆弱層へのソーシャルワーク支援です。第4は最後のセーフティネット（生活保護制度）といった重層的なセーフティネットへの張り替えが必要となります。暮らしと安心のしくみづくりには、行政だけでなく、社会福祉専門職、事業所、住民どうしの助け合いなどの協力が必要となります。

現代社会における福祉ニーズの事象は、現実の社会保障や社会福祉制度およびソーシャルワーク援助や支援ネットワークから漏れ、困窮し、不平などを感じている生活困窮者といわれる人々の生活全般に表れています。このように、「制度の狭間」に陥った人々の存在は、いつの時代にもおこっています。しばしば制度やサービスへの該当という見方をしすぎてしまいがちになり、あるいはならざるを得ない現状に対し、こうした事象は、ソーシャルワーカーが生活困窮者にどのように向き合えばよいのか、その姿勢を問うています。「制度の狭間」に陥った人が、「ソーシャルワーク相談・支援の狭間」に陥らないように、ソーシャルワーカーがその所属する組織を超えた連携が重要になってきています。

図表3 暮らしの安心のしくみづくりー「制度の狭間」を乗り越えて



(3) 第2期岩倉市地域福祉計画の理念と目標

地域社会には、一生懸命に子育てをしている人や、障がいがありながら働いて自立をめざしている人、あるいはひとりぐらしの高齢者など、さまざまな手助けを必要としている人々が大勢暮らしています。かつては、子育てや介護など誰かに手助けしてほしいことが起こった時には、家族や親族のなかで、あるいはご近所や町内会など身近な地域社会のなかで、お互いが協力して解決していました。

私たちの暮らし方が変わってくるにつれて「生活上の困りごと」が多様化し、「高齢者福祉」や「障がい者福祉」など、特定の分野に特化した、公的な支援だけでは対応できないことも増えています。

これからは、地域社会のなかで住民どうしがお互いに支え合うしくみづくりを進め、公的な支援と市民が協働して、保健・医療・教育・雇用・住宅・環境・防災・交通など、生活にかかわるあらゆる分野を取り入れた総合的・包括的な切れ目のない支援体制を整えていくことが重要になってきています。

誰もがしあわせに暮らすことができるためには、多様な方策を講じていかななくてはなりません。岩倉市では図表6に示すような各種計画に基いてのとりくみを行っています。「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を市の一体計画として位置づけ、さらに各種の計画と関係づけながら進めていきます。

第1期岩倉市地域福祉計画では、「安全・安心・快適に暮らせるまち いわくら」を基本理念としました。第2期岩倉市地域福祉計画においては、以下の6つの目標を継続することにしました。なお、基本理念については、住民の方々に覚えていただきやすい表現とし、「「しあわせ」と「安心」のまちづくり いわくら」としました。

基本理念

「しあわせ」と「安心」のまちづくり いわくら

6つの目標

1 いつまでも住み続けられるまちづくり

安全・安心居住のまちと伝統文化を融合し、高齢者・障がいのある人・子どもたちが安全に安心して住み続けられる家庭と地域社会の構築をめざします。

2 ゆたかなつながりのあるまちづくり

医療・保健・福祉・介護・予防・住宅などを含めた地域包括ケアシステムの構築をめざします。

3 共に助け合うまちづくり

困った時は住民どうしがお互いに助け合うことができるしくみづくりをめざします。

4 誰もが主役のまちづくり

市民一人ひとりが、健康で生きがいをもち、自立・充実した生活と人生を過ごせる地域社会の形成をめざします。

5 自立と共生のまちづくり

市民の社会参加が進み、人々の精神的な絆が強まり、犯罪が減少し、生活の質が高まるまちをめざします。

6 共に発展するまちづくり

地域福祉の推進において、地域資源を最大限に活用し、地域経済が発展するゆたかなまちをめざします。

（４）第２期岩倉市地域福祉計画の性格

① 市民・社会福祉協議会・行政の一体的計画

地域福祉計画は、社会福祉法第１０７条において、行政が住民と共に、地域の生活課題を明らかにし、また解決していく体制を整備することを目的として策定するものと規定されています。

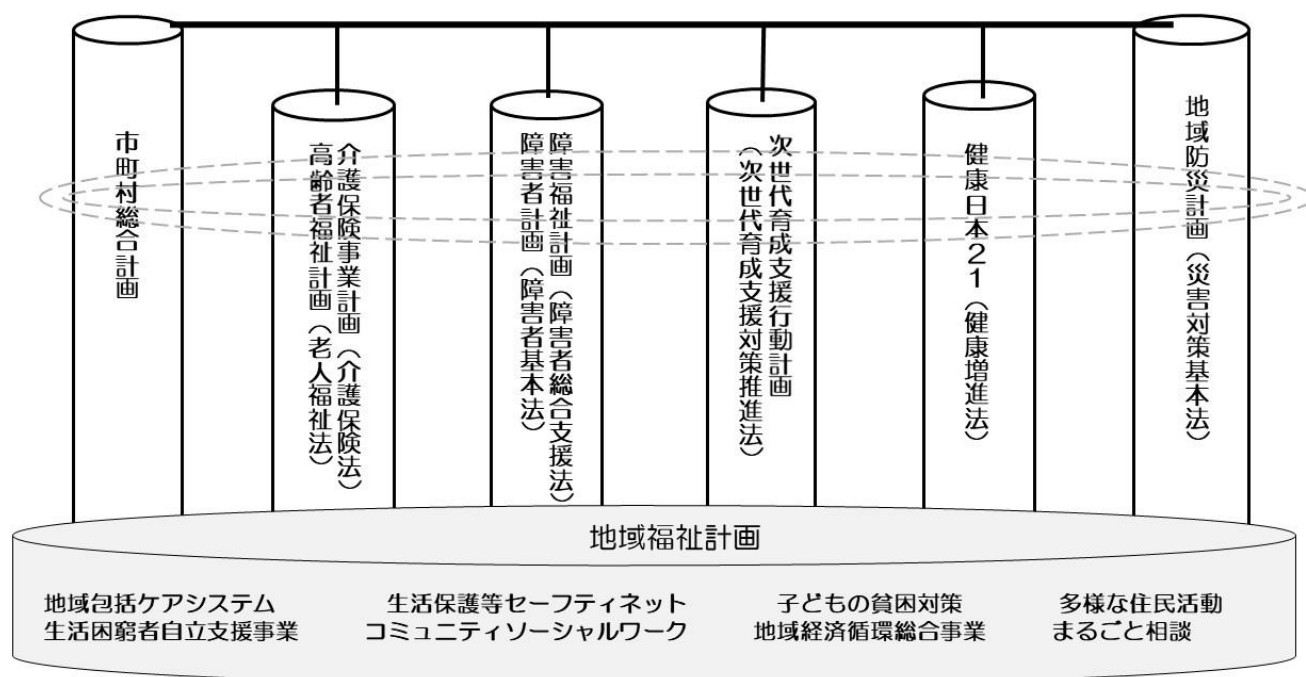
地域福祉を推進する中心的な団体としては、社会福祉法第１０９条において、市町村社会福祉協議会がその役割を担うことが規定されています。社会保障審議会福祉部会（２００２（平成１４）年１月２８日）「市町村地域福祉計画および都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」は、市町村社会福祉協議会は市町村地域福祉計画策定にあたって積極的に協力し、かつ社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図るように提起しています。

したがって、岩倉市地域福祉計画は、市民、社会福祉協議会、行政が協力して地域福祉を推進していくことを目的として、岩倉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体となって策定されています。

② 国が示す地域福祉計画の基本的方向

わが国の地方自治体で策定されている分野別計画（そのほとんどが法定義務化された縦割り型）と地域福祉計画（努力義務化の横断型）の関係を見取り図にしたのが図表４です。この図は、現行の介護保険事業計画、高齢者福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、次世代育成支援行動計画、健康日本２１などの個別計画と市町村総合計画や地域防災計画などを地域福祉の視点から総合的かつ包括的にとらえなおすことが目的です。具体的な作業としては、作業委員会の過程で、これらの個別計画の施策や事業のなかから地域福祉計画と連動したほうが実効性の上がる事項を取り出し、改めて行政の果たすべき役割として提示し、それらを事業化して、住民も交えた地域福祉計画推進委員会で進行管理と評価を行うしくみです。これからの地域福祉計画の重点課題には、①地域包括ケアシステム、②生活困窮者自立支援事業、③生活保護などセーフティネット、④コミュニティソーシャルワーク、⑤子どもの貧困対策、⑥地域経済循環創造事業、⑦多様な住民活動、⑧丸ごと相談室の設置などの政策化と実践化が求められています。

図表4 分野別計画と地域福祉計画の俯瞰的構図



3 第2期岩倉市地域福祉計画の構成

（1）住民活動計画を社会福祉協議会と行政が支える支援計画

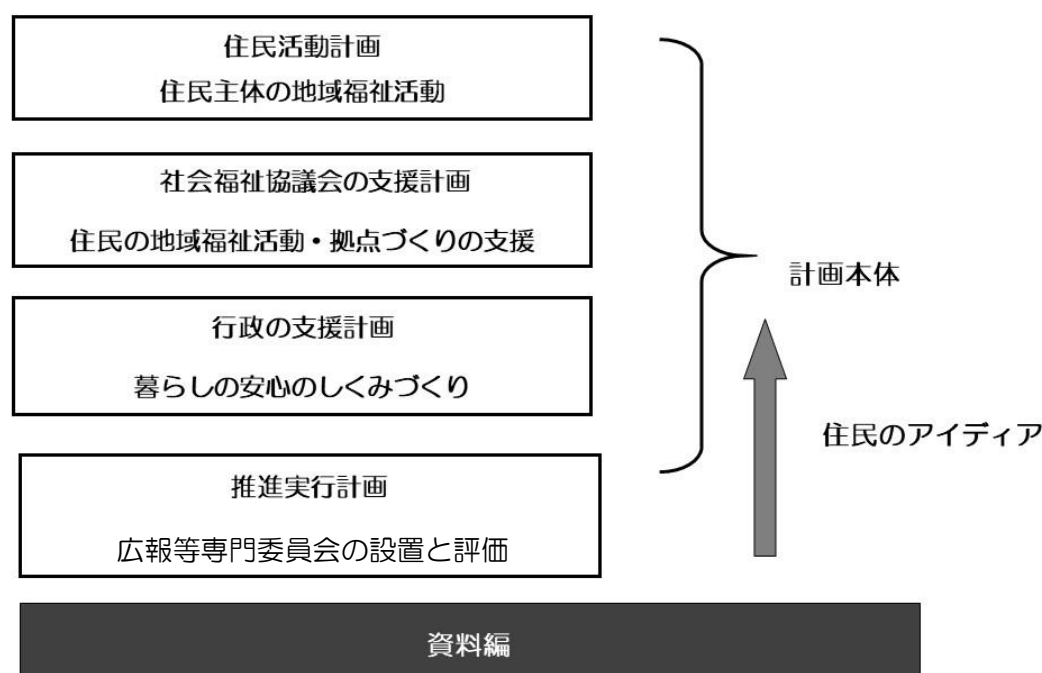
岩倉市における地域福祉計画は、住民活動計画を中心に据え、住民が主体的に活動していくための支援を社会福祉協議会と行政が行っていくということを基本と考えています。そのために、社会福祉協議会と行政は支援計画を策定しています。

このように、地域福祉の実際の活動を推進していくための方策として地域福祉計画を位置づけています。そのためまず住民が地域をよりよいものとしていくためには、どのような課題に取り組むのかという課題設定を住民みずから行い、住民活動計画を小学校ごとに作成していきました。

本計画書では、第2期ということでもあり、まず第1期岩倉市地域福祉計画の振り返りを掲載しました。また、今日的な地域福祉政策の動向の分析を掲載し、社会福祉協議会、行政の今後の方向性（分野横断的施策の必要性、他計画との整合性）について言及しました。

今日、住民にもっとも身近な基礎自治体である市町村が中核となって、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせる地域社会の実現を図っていくこと（地域福祉の推進）が求められています。そして、地域の多様な生活課題に迅速かつ的確に対応し、誰もが幸せを実感できる豊かな地域社会を構築していくためには、行政による支援とともに、社会福祉協議会などの専門機関やさまざまな主体が力を合わせて課題解決を図るしくみや住民どうしの支え合いのしくみをつくっていくことが大切であり、そのしくみづくりの基盤整備が行政に求められる役割の一つといえます。

図表5 新しい地域福祉計画の構図ー市民・社協・行政の協働

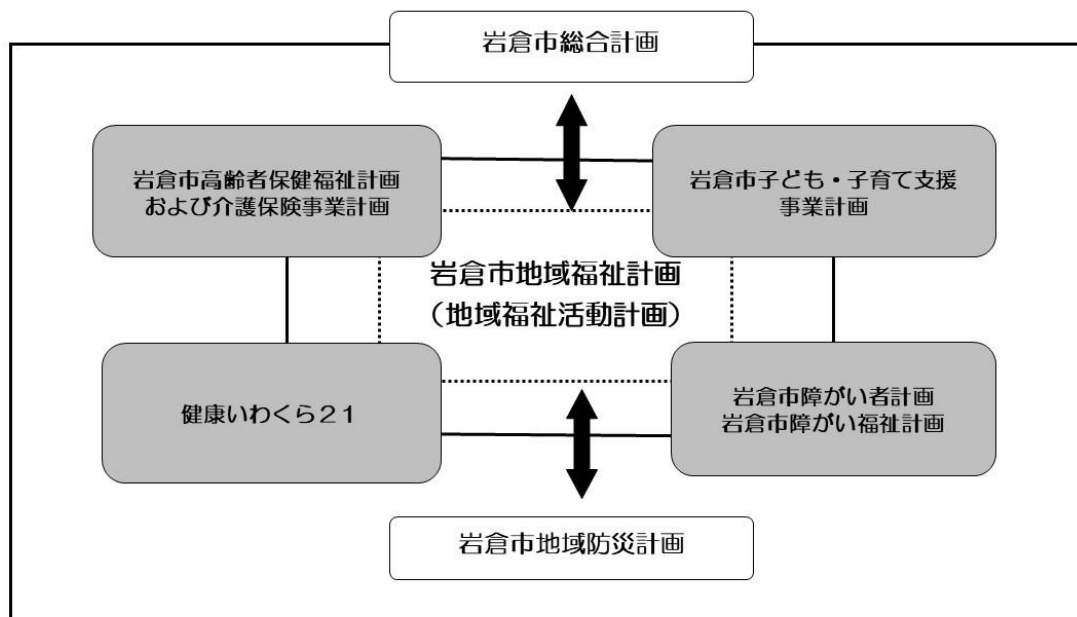


(2) 福祉関連の他の個別計画との関連性

人口減少時代の地域福祉計画では、図表6と7で示したように、岩倉市が策定した高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康いわくら21など個別計画と総合計画や地域防災計画などを再度、地域福祉の視点から総合的かつ包括的にとらえなおすことが必要となります。具体的な作業としては、共同事務局会議の過程で、これらの個別計画の施策や事業のなかから地域福祉計画と連動した方が実効性のあがる事項を取り出し、改めて行政および社会福祉協議会が果たすべき役割として提示する必要があります。

また、人口減少が進み、自治体の財政難が強調されるなかで、とくに少子高齢社会への対応、増大する福祉需要への対応、医療・福祉・介護サービスの地域包括ケアシステムの確立、社会福祉法人の地域貢献活動、介護保険制度の適正化計画などへの実践的・政策的課題へのとりくみが行政の重点課題としてとりあげられています。したがって、これらに対応する地域福祉計画と、社会福祉協議会が主体となって作成する地域福祉活動計画は別個に作成するのではなく、共通の政策・施策・事業を協働分担する関係が重要となっています。

図表6 岩倉市の各種計画と地域福祉計画の相関図



図表7 岩倉市の保健福祉関連計画の概要

計画の名称	計画の期間
第4次岩倉市総合計画（基本計画改訂版）	2016（平成28）年度 ～2020（平成32）年度
市の現状や課題、可能性などを踏まえ将来の都市像、今後10年間（改訂版は5年間）のまちづくりの基本理念、施策などを示し、総合的かつ計画的な行政経営・地域経営を行うための計画	
第7期岩倉市高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画	2018（平成30）年度 ～2020（平成32）年度
高齢者の自立支援、健康・生きがいづくり、安全・快適に暮らせる環境づくりをめざした保健・福祉サービスと、介護保険の円滑な実施のための介護保険事業を定めた計画	
岩倉市子ども・子育て支援事業計画	2015（平成27）年度 ～2019（平成31）年度
教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策などを定め、子ども・子育て支援施策を計画的に実施していくための計画	
第5期岩倉市障がい者計画	2018（平成30）年度 ～2023（平成35）年度
障がい者の自立および社会参加の支援などのための施策を、総合的かつ計画的に推進するための障がい者施策に関する基本的な計画	
健康いわくら21（第2次）	2013（平成25）年度 ～2022（平成34）年度
市民一人ひとりが健康を増進し、生涯を通じた健康づくりを主体的に取り組むように、行政・家庭・地域が市民の健康の実現を支援するための計画	
岩倉市地域防災計画	毎年見直し
災害予防、災害応急対策、災害復旧計画に関する事項を定めた風水害等災害対策計画と、地震災害の予防、応急対策、復旧に関する事項を定めた地震災害対策計画	

(3) 第2期岩倉市地域福祉計画の期間

第2期岩倉市地域福祉計画の期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度の5年間とします。なお、社会情勢の変化や地域福祉政策の整備状況、国の動向などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。また、長期的な視野にたち、理想とする地域社会をイメージし、第1期岩倉市地域福祉計画の経験を踏まえながら、第2期岩倉市地域福祉計画を着実に前進させ、「「しあわせ」と「安心」のまちづくり いわくら」の実現をめざします。

図表8 第2期岩倉市地域福祉計画の期間



4 地域包括ケアシステムの構想と実現

(1) いわくらあんしんねっと

地域包括ケアの実現には、①自治会や近隣住民との地縁のネットワーク、②民生委員・児童委員やボランティア団体、NPO法人など、地域福祉の向上に協力している関係者のネットワーク、そして③医師や看護師、弁護士、地域包括支援センターや介護・福祉事業所などの専門職によるネットワークという3層のネットワークが機能する必要があります。この3層のネットワークは、専門性が高くなるにつれ、より専門的な支援を提供していくことになります。したがって、専門職が取り扱う情報や支援の内容はより高度化し、高いリスクを併せ持つといえます。このことから、専門職間では、それぞれの専門性や業務の特徴、さらに提供し得る支援に関する情報を共有し、専門性の向上と、住民に対する包括的ケアを提供するためのしくみづくりが必要とされます。こうしたしくみの一例としては、定例的に集まり、地域ケアについて検討するためのネットワーク会議を開催することが必要となります。岩倉市では、第1期岩倉市地域福祉計画において「いわくらあんしんねっと」をすでにつくっています。これからは、第2層、第3層のネットワークをつくっていく必要があります。

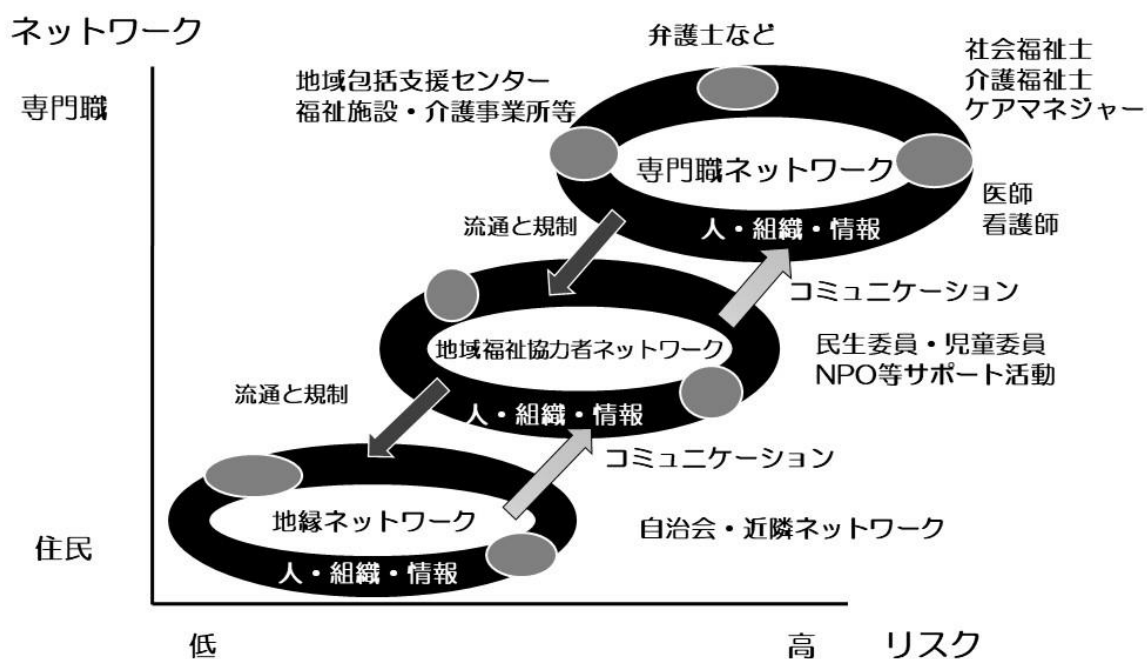
その際には、個人情報の取り扱いについて十分に配慮を行いながら、日常的にコミュニケーションをはかり、柔軟なネットワークを形成していく必要があります。とくに、個人情報の活用には、個人情報を扱うルールを抜本的に見直した改正個人情報保護法（2017（平成29）年5月30日）が全面施行されました。個人を特定できる情報を同意なく第三者に提供できないよう保護（規制）を徹底する一方、特定できないよう加工すれば流通させられるようになりました。法改正では、匿名加工の例をあげると、①氏名や顔画像、マイナンバー、旅券番号、運転免許証番号などを削除するか仮IDに置き換え、②住所を自治体まで、生年月日を年までに丸める、③「110歳」を「90歳以上」にするなどより広い範囲にくくり直し、④患者数の希少な病名を削除などが例として述べられています。また、それ単体では個人を識別できなくても、それ以外の情報と結びついて識別されるリスクにも配慮が必要となります。

(2) いわくら丸ごと相談室のイメージ

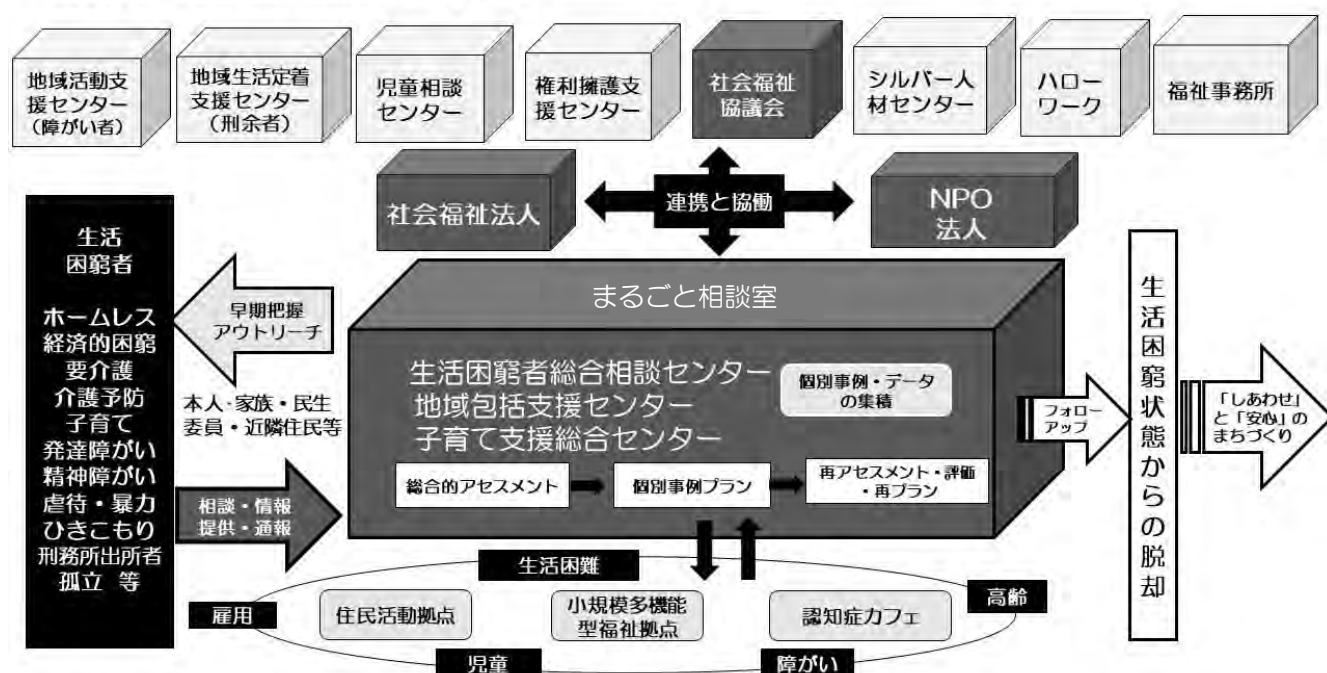
地域包括ケアシステムを推進していくためには、下記の図表10に示すように、生活困窮者の多様なニーズに対応する総合相談体制とアウトリーチ型（専門職が生活困窮者の生活の場に訪問して対応する）のコミュニティソーシャルワーク実践の支援体制のしくみづくりが必要です。主として生活困窮者自立支援相談体制は、第1は、生活困窮者のニーズを受け止める「生活困窮者総合相談窓口」の設置です。この総合相談窓口では、相談への対応と家庭訪問などのアウトリーチ型のコミュニティソーシャルワークの実践が必要となります。第2は、そこで収集されたニーズは、①個別事例・データとして集積され、②総

合的アセスメント→個別事例プラン→再アセスメント・評価・再プランのPDCAサイクルを経緯します。第3は、各分野の支援事業・支援機関との連携です。地域ケア会議やいわくらあんしんねっとの事例検討委員会の開催→多職種連携→スーパービジョンをコーディネートする役割です。第4は、行政の生活関連部署や各分野の相談支援機関との日常的な相談支援体制、情報の流通です。これからの課題は、個別相談やグループワーク・コミュニティソーシャルワーク、そして多機関との連絡調整や地域ケア会議を円滑に行い、集積された事例データの分析など多岐にわたる専門職の配置が必要不可欠です。そして、その中核的人材養成が急務となります。

図表9 地域福祉協力者と専門職のネットワーク



図表10 総合相談支援体制のイメージ



(3) いわくら版地域包括ケアの面的構図

地域包括ケア研究会報告書（2010（平成22）年4月26日）によると、地域包括ケアシステムは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と位置づけられています。また、地域包括ケア圏域については、「おおむね30分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には中学校区を基本とするとされています。また、地域包括ケアは、「住まい」「生活支援」「介護」「医療」「予防」の5つのネットワークを構成するものです。

図表11に例示した要介護Hさんの日常生活は、親族、近隣の互助関係、老人会などの団体、介護サービス事業所、かかりつけ医によって支えられています。また、民生委員や町内会が日常的に意識をして見守る体制ができています。夜になっても洗濯物が取り込まれていない、新聞受けに新聞がたまっているなど何か生活上に変化が起こった時には、民生委員を通じて親族やケアマネジャーなどに連絡が入り、緊急対応をすることになります。また、一時的に入院して自宅を留守にしたときには、親族からご近所や民生委員に連絡を入れて、心配しないで退院を待つ体制が整っていることが理想的なサポートネットワークのかたちです。

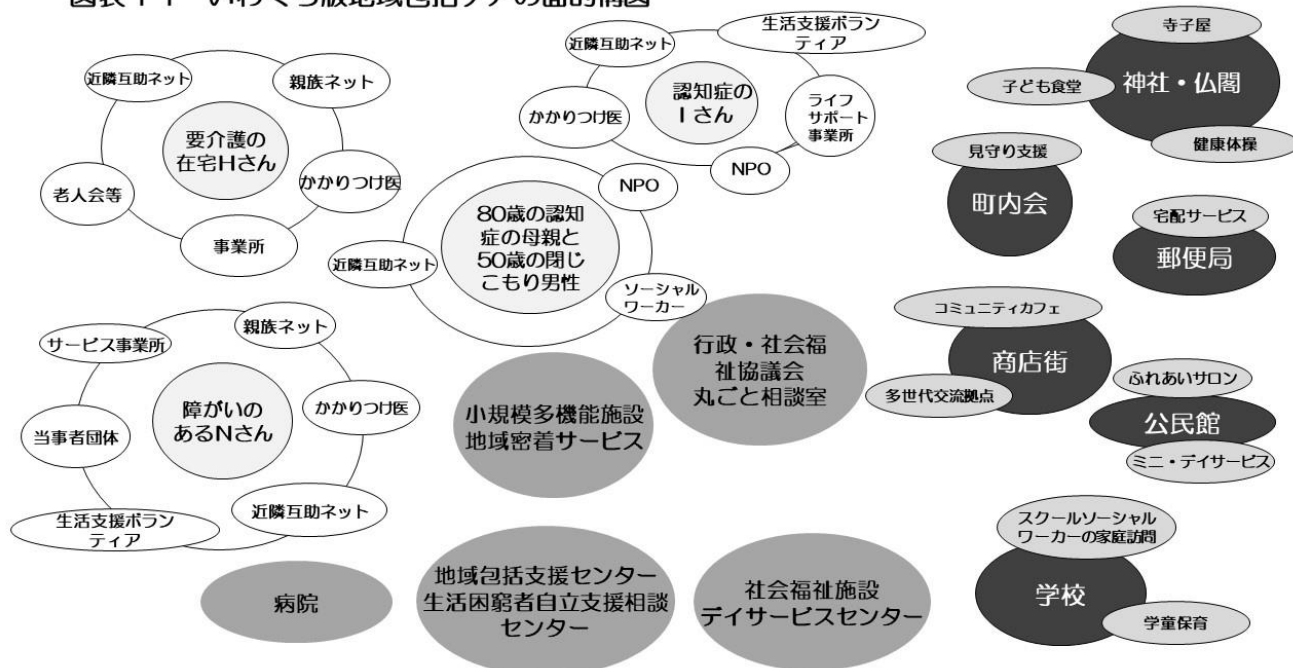
また、図表11に例示した障がいをもつNさんの場合もかかりつけ医やサービス事業所のスタッフだけではなく、当事者団体のメンバーや、近隣の手助け、生活支援のボランティアなどの支援を必要としています。

図表11にある80歳の母親と50歳の閉じこもりの息子への支援には専門職の関与と近隣のネットワークが不可欠です。

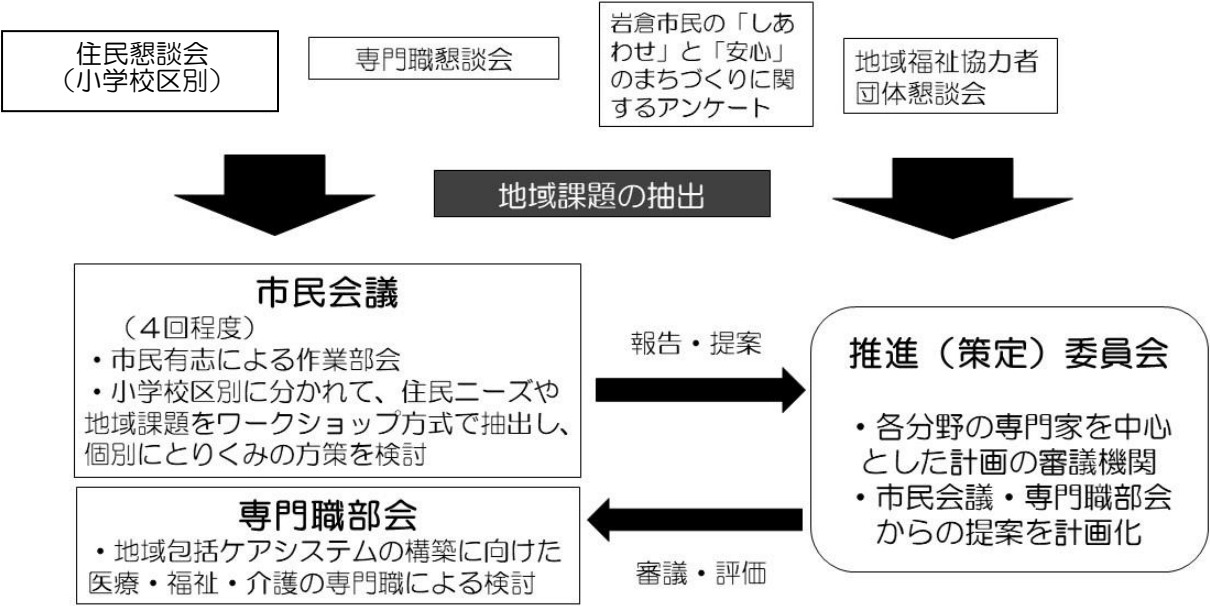
地域包括ケアは、地域のさまざまな関係者が、お互いに協力しあいながら一人の人を支えるしくみであるといえます。親族や近隣住民など地縁のネットワークと老人会や民生委員などの地域福祉協力者が協力し、また医療機関や介護サービス事業所などが連絡を取り合って一人ひとりの生活を支えています。そして、このように形成されたネットワークは、新たに見守りや支援を必要とする人が現れたときにも積極的に活用され、地域にゆたかなケア体制を構築することが可能となります。

2015（平成27）年に介護保険法が改正され、要支援の高齢者を対象とした一部の介護サービスは市町村が独自に定めて運営する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移管されました。住民が暮らす地域には、商店街や郵便局、銀行、公民館や医療機関、学校、神社仏閣など公共や民間事業体によるさまざまな組織や事業所が存在しています。そして、住民の暮らしは、親族や近隣住民、町内会など地縁のネットワークによる関係や、子ども会や学校、ボランティア団体や老人会など一定の共通する目的を共有する関係、また保健・医療・福祉などの専門的なサービスを介する関係など、目的に応じたさまざまなネットワークによって成り立っているといえます。たとえば神社仏閣など地域資源を活用した健康体操や認知症予防の講話など「介護予防・日常生活支援総合事業」の効用は、介護予防サービスの担い手が多様化し、住民が主体となったとりくみが拡がり、ボランティアなど人材育成の動きが活発になり、まちづくりに発展していく可能性もあります。

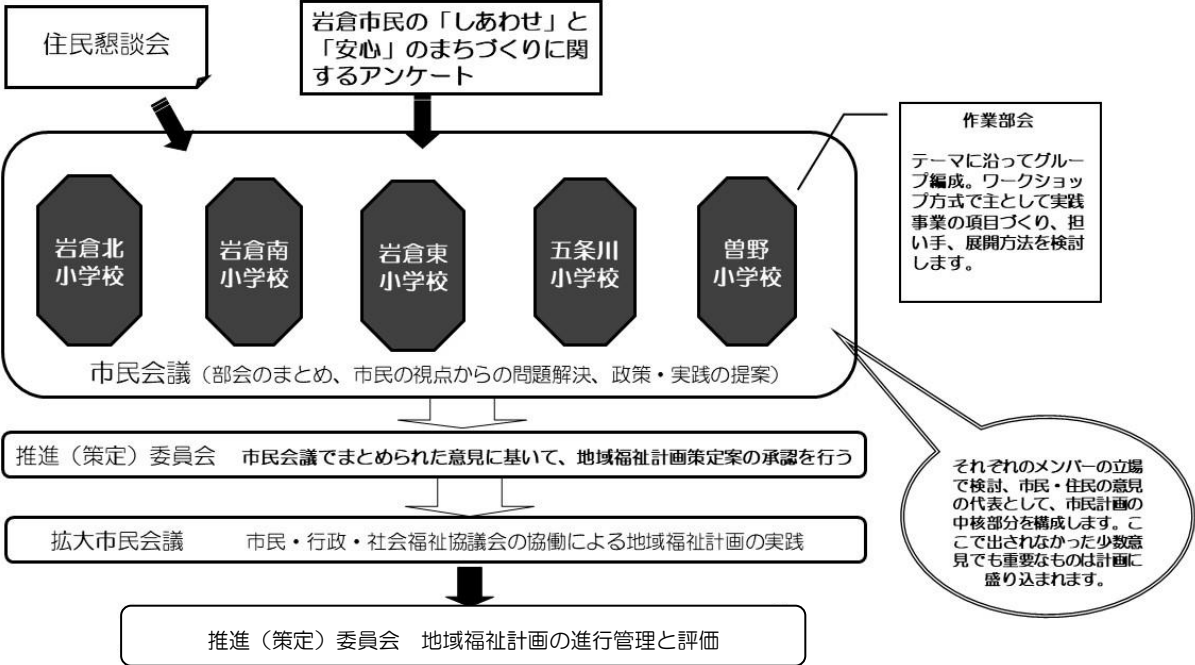
図表11 いわくら版地域包括ケアの面的構図



図表 1 2 第2期岩倉市地域福祉計画策定の組織



図表 1 3 地域福祉計画における住民懇談会・市民会議・作業部会の役割と手順



5 第2期岩倉市地域福祉計画策定の手順と方法

(1) 計画策定にむけての準備

第2期岩倉市地域福祉計画の策定は、図表12で示した手順に基づきながら行いました。策定にあたって、次の4点の特徴があげられます。

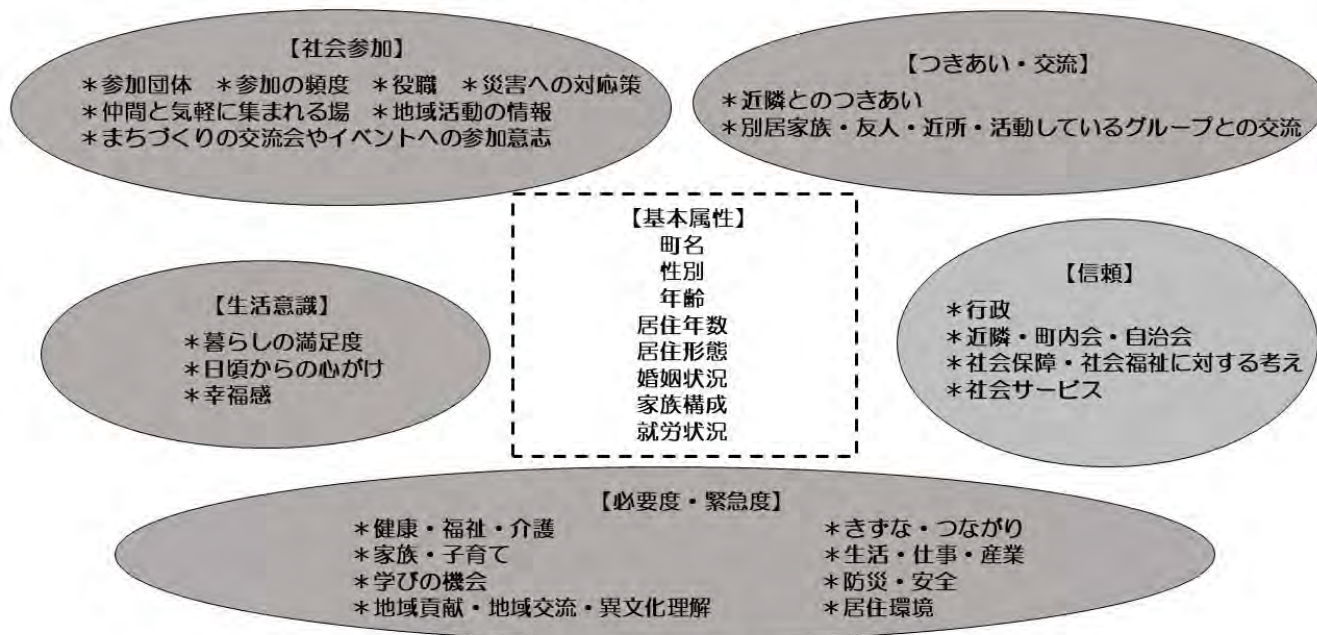
① 住民主体による地域課題や幸福感、住民活動の実態把握

小学校区別の住民懇談会の開催、高齢者・障がい者・次世代育成の専門職によるいわくらあんしんねっとの専門職懇談会、第1期岩倉市地域福祉計画の住民活動のリーダーたちによる第1期計画の実施状況からみた課題についての懇談会、「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関するアンケートの実施など多種多様な方法を用い、地域課題を抽出しています。

岩倉市民の「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関するアンケートの実施

地域福祉計画の策定にあたっては、市民の暮らしの状況や、地域における課題がどのような現状であるかなどを把握し、計画策定に反映する必要があります。そこで、2016（平成28）年10月11日～11月13日にかけて、市民2,000人を対象にした『岩倉市民の「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関するアンケート』を実施しました。調査項目は図表14のとおりです。

図表14 岩倉市民の「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関するアンケート



② 地域包括ケアシステム構築をめざした「顔の見える連携」のとりくみ

第２期岩倉市地域福祉計画では、第１期計画に引き続き、保健・医療・福祉・介護などさまざまな職種や組織・機関の間の連携やネットワークを形成していく地域包括ケアシステムの構築を重要な柱としています。異なる専門領域の専門職どうし、さらには専門職と地域福祉協力者団体の間において「顔の見える連携」をつくりだすために、専門職懇談会や地域福祉協力者団体懇談会が不可欠であり、専門職へのヒアリングを実施しました。

③ 地域福祉協力者団体の把握

地域にはさまざまな福祉課題の解決にむけて活動している団体・グループがあります。こうした団体・グループの活動状況を把握するとともに、関係者間のネットワークを構築し、専門職との連携していくことが重要です。そのために、岩倉市社会福祉協議会を中心に、現況の把握を行いました。

④ 住民懇談会

住民が、みずからの生活実感を基に地域の課題や問題を明らかにし、それを住民どうしが共有する場として、2017（平成29）年2月11日～25日にかけて、市内5か所計6回の住民懇談会を開催しました。ここで挙げられた課題を解決するために、「いわくら福祉市民会議」を立ちあげ、住民がみずから課題を提起し、行政と社会福祉協議会とで協働して方策を検討しました。

(2) 計画策定の手順と方法

① いわくら福祉市民会議

住民懇談会、市民アンケートなどによって集約・分析した地域の課題について、市民の立場で解決策を探り、住民活動計画の原案を作成するために、いわくら福祉市民会議を開催しました。市民会議は住民懇談会の参加者を中心に構成し、5つの小学校区ごとに分かれてワークショップ方式で具体的な作業を行いました。小学校区の住民が主体となって行うとりくみについての具体的な内容や方法と、住民の要望と行政、社会福祉協議会がすでに実施している事業や施策をすり合わせて、住民と行政と社会福祉協議会が協働して行う事業や施策についても検討を行いました。

② 住民主体による住民活動計画の策定

地域福祉計画は行政計画ですが、策定にあたって、「住民主体」を重視しているという特徴があります。岩倉市では、「住民主体」をもとに、地域福祉計画の策定段階から小学校区ごとに住民が参加し、市民会議を形成しました。この市民会議では、小学校区に分かれてワークショップを実施しました。その結果、住民生活での困りごとや地域課題につい

て住民が主体となって取り組むべき分野を、「生活」・「介護」・「環境」・「防災」・「健康」の5つの領域に区分いたしました。そして、小学校区別に住民活動計画、それらの住民活動の組織運営を地域福祉専門職・機関として社会福祉協議会の支援計画、さらにこれらの住民活動を下支えする行政の支援計画を検討いたしました。

③ 推進委員会

推進委員会は、計画推進の審議機関であると同時に、第2期岩倉市地域福祉計画策定についても活発なご意見をいただきました。学識経験者、福祉関係者、当事者団体、関連団体の代表で構成しています。岩倉市地域福祉計画の策定に関する提言や決定を行う機関として、計5回の推進委員会を開催しました。



第1章

住民活動計画

-「しあわせ」と「安心」のまちづくり いわくら にむけて-

1 各小学校区の特徴と具体的活動

本章は、地域福祉の推進のために、住民が中心となって取り組む項目について、住民が小学校区ごとに検討を重ねたものをまとめたものです。小学校区の特徴や、住民が自分の住んでいるまちについてどう考えているのか、また現在困っていることなどをあげ、とりくみたい具体的な活動内容とそのための行動についても明記しています。

住民アンケートからは、校区ごとの以下のような傾向が明らかになっています。

小学校名	傾 向
岩倉北小学校	「地域貢献・地域交流・異文化理解」「きずな・つながり」「防災・安全」「居住環境」に関する関心度が、岩倉市全体よりも高い地域
岩倉南小学校	「学びの機会」「防災・安全」に関する関心度が、岩倉市のなかでも高い地域
岩倉東小学校	「健康・福祉・介護」「地域貢献・地域交流・異文化理解」「きずな・つながり」「防災・安全」に関する関心度が、岩倉市のなかでも高い地域
五条川小学校	地域生活に関する事柄の関心度が、すべての項目において岩倉市と同等、または低い地域
曽野小学校	「健康・福祉・介護」「家族・子育て」「学びの機会」「地域貢献・地域交流・異文化理解」「きずな・つながり」「生活・仕事・産業」「居住環境」に関する関心度が、岩倉市のなかでも高い地域



(1) 岩倉北小学校区

岩倉北小学校区の特徴

岩倉北小学校区は、11つの行政区から構成されています。そのうち5区は大上市場区として古くからのつながりがあります。校区内の2地区で山車の文化を継承しています。また、近年都市化が進んでいる中心部に位置し、最も人口の多い地域でもあります。

校区の人口状況			市全体	校区の世帯状況		市全体
人口	15,475 人		48,000 人	世帯数	6,573 世帯	21,233 世帯
年少人口 (0～14 歳)	2,015 人 (13.02%)		6,221 人 (12.96%)	高齢者世帯数 (65 歳以上)	1,600 世帯 (24.34%)	5,088 世帯 (23.96%)
高齢人口 (65 歳以上)	3,803 人 (24.57%)		11,767 人 (24.51%)	[資料：市民窓口課、長寿介護課 (2017(平成29)年4月現在)] ※校区の人口および世帯状況は、中本町区、本町(上市場)区、本町(北口)区、本町(門前)区、西市町区、新柳町区、泉町区、新柳町一区、中野町区、東町区、鈴井町区の合計値。 (中本町区と東町区の一部は岩倉東小学校区、中本町区の一部は菅野小学校区ですが、この統計に反映していません)		
外国人人口	370 人 (2.39%)		2,169 人 (4.51%)			
独居高齢者数	816 人 (5.27%)		2,733 人 (5.69%)			
要介護認定者数	460 人 (2.97%)		1,367 人 (2.84%)			

岩倉北小学校区の困りごと

市民会議で実施したグループワークの意見をまとめたもので、本計画における地域ごとの課題として設定しています。

生活

- * ひとりぐらしの高齢の方のなかには、家で一日を過ごす人が多く、家に出向いても、なかなか家から出てきてくれない時もあります。

介護

- * 地域のなかで暮らす認知症の方が安心して生活し、介護する側も気軽に相談しながら生活できる環境づくりが求められています。

環境

- * 子どもの通学路になっている場所での交通事故や、抜け道として利用されている道路での交通事故の危険性が高くなっています。

防災

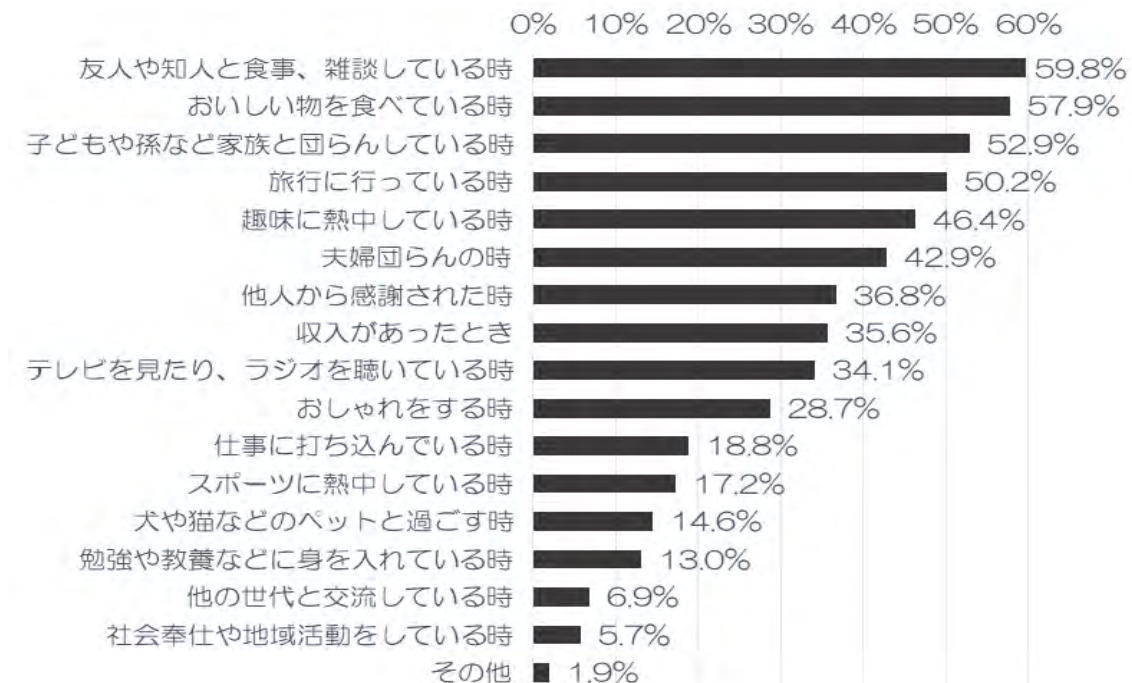
- * 災害が起こった時、介護を必要とする人の対応方法について検討する必要があります。

健康

- * 健康が気になるけれど、参加できる活動が少ないと感じる人が多いです。こうした方々は地域のなかで身体を動かす機会を求めています。

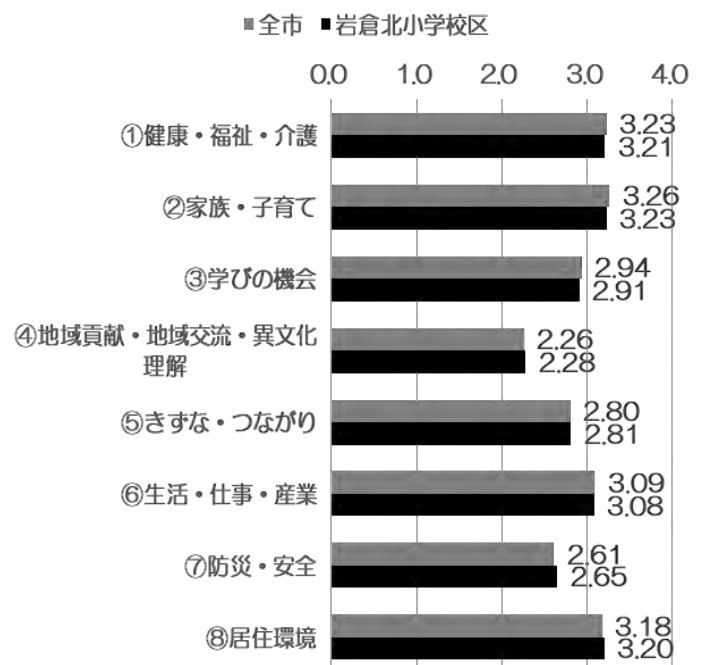
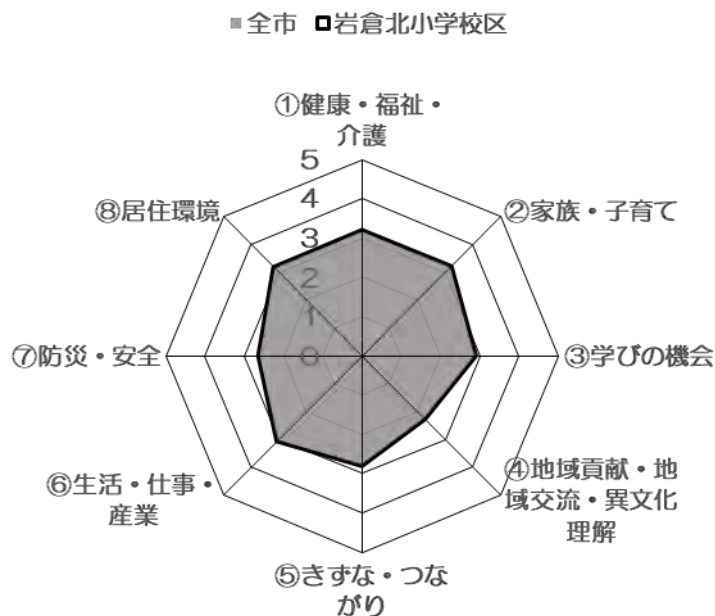
岩倉北小学校区のアンケート調査結果

しあわせに感じること



地域の生活にかかわる事柄の関心度

全市平均との比較



「地域貢献・地域交流・異文化理解」「きずな・つながり」「防災・安全」「居住環境」にかかわる事柄の関心度が、岩倉市全体よりも高い地域です。

岩倉北小学校区の住民活動計画

校区の人口状況	校区全体人口 15,475人	年少人口(0～14歳)	高齢人口(65歳以上)	外国人人口	独居高齢者数	要介護認定者数
		2,015人 (13.02%)	3,803人 (24.57%)	370人 (2.39%)	816人 (5.27%)	460人 (2.97%)
校区の世帯状況	世帯数 6,573世帯			高齢者世帯数 (65歳以上)	1,600世帯 (24.34%)	

住民が取り組む項目

生活	家に閉じこもりがちになりやすい 高齢者の外出しやすい 環境をつくりましょう	・独居の方々が孤立しないような校区をめざします ・高齢者が外出したい場所づくりをします
介護	認知症の方が安心して 外出や活動ができるところを 増やしましょう	・認知症の方が利用しやすい活動を考えていきます
環境	子どもが安全に登下校 できるような体制を つくりましょう	・狭い道や、交通量の多い道の見守りについて考えていきます ・通学時間帯の子どもの見守り体制を見直します
防災	災害時の要配慮者の 避難について備えを 行っていきましょう	・災害時に慌てず避難できるようにします
健康	健康を保つための知識を持ち、 身体を動かしたり 活動できる場所を増やしましょう	・健康に関する情報を得られる場をお知らせします ・健康増進活動ができる場所を設ける検討をします

具体的活動内容

気軽に相談できる機会(場所)を設置する
健康に関する遊びや行事を企画する
校区内で集まれる交流会などを開催する
校区内で集まれる交流会などを開催する
通学路の再考を検討する
要支援者の確認をする
気軽に相談できる機会(場所)を設置する
健康に関する遊びや行事を企画する

具体的行動

自宅開放や公会堂などを利用した 茶話会を開催する
神社仏閣を活用した交流会をする
自宅開放や公会堂などを利用した 茶話会を開催する
神社仏閣を活用した交流会をする
近隣をはじめ地域での 見守り体制を強化する
近隣をはじめ地域での 見守り体制を強化する
自宅開放や公会堂などを利用した 茶話会を開催する
神社仏閣を活用した交流会をする

(2) 岩倉南小学校区

岩倉南小学校区の特徴

岩倉南小学校区は、6つの行政区から構成されています。一宮市・北名古屋市に隣接した南西部に位置し、近郊農業地域であるとともに工場集積地域でもあります。近年の宅地造成が進み、人口が増えている地域でもあります。

校区の人口状況		市全体	校区の世帯状況		市全体
人口	7,663 人	48,000 人	世帯数	3,332 世帯	21,233 世帯
年少人口 (0～14 歳)	1,031 人 (13.45%)	6,221 人 (12.96%)	高齢者世帯数 (65 歳以上)	833 世帯 (25.00%)	5,088 世帯 (23.96%)
高齢人口 (65 歳以上)	1,936 人 (25.26%)	11,767 人 (24.51%)	[資料：市民窓口課、長寿介護課 (2017(平成29)年4月現在)] ※校区の人口および世帯状況は、北島町区、野寄町区、中央町区、川井町区、大地町区、南新町区の合計値。 (下本町区と稲荷町区の一部は岩倉南小学校区ですが、この統計に反映していません)		
外国人人口	95 人 (1.23%)	2,169 人 (4.51%)			
独居高齢者数	451 人 (5.88%)	2,733 人 (5.69%)			
要介護認定者数	241 人 (3.14%)	1,367 人 (2.84%)			

岩倉南小学校区の困りごと

市民会議で実施したグループワークの意見をまとめたもので、本計画における地域ごとの課題として設定しています。

生活

- * 子育て中の人たちの相談できる場所が不足しています。地域で安心して子育てすることができる環境づくりが求められています。

介護

- * 介護する人々が高齢になってきています。介護する側もされる側も安心して暮らせる地域づくりが求められています。

環境

- * 決められた日以外にごみが出されていたり、分別が上手くできていないごみが増え、ごみ出しのマナーが悪いと感じている人々がいます。

防災

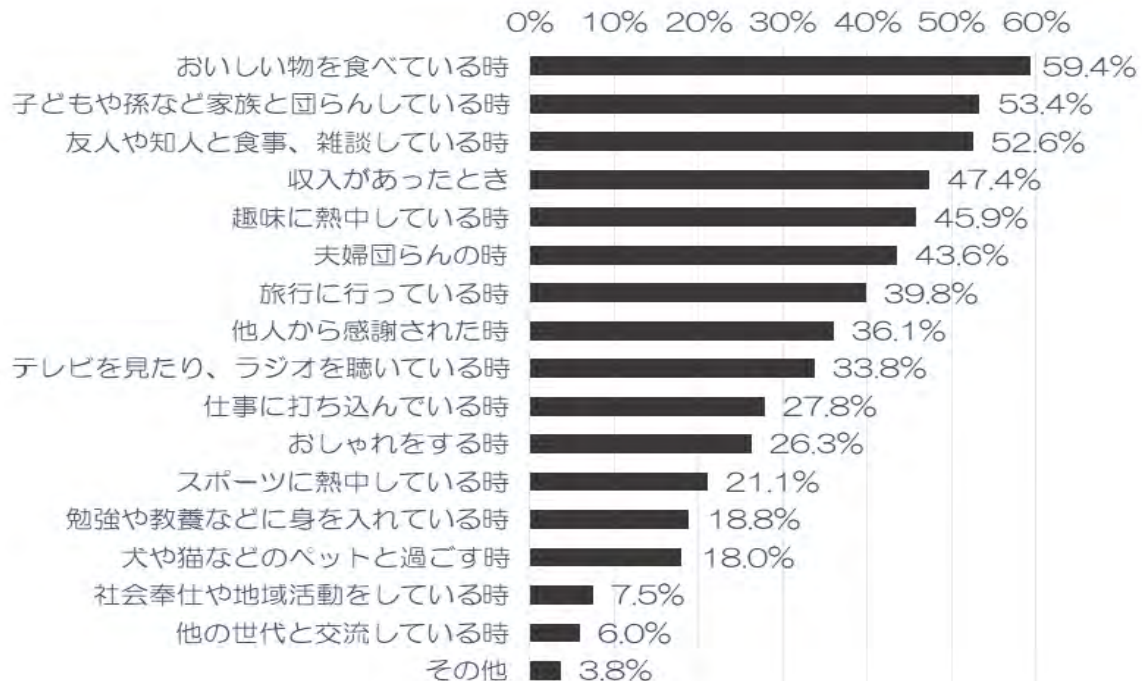
- * 災害が起こった時、介護を必要とする人の対応方法について検討する必要があります。

健康

- * 健康が気になるけれど、参加できる活動が少ないと感じる人が多いです。こうした方々は地域のなかで身体を動かす機会を求めています。

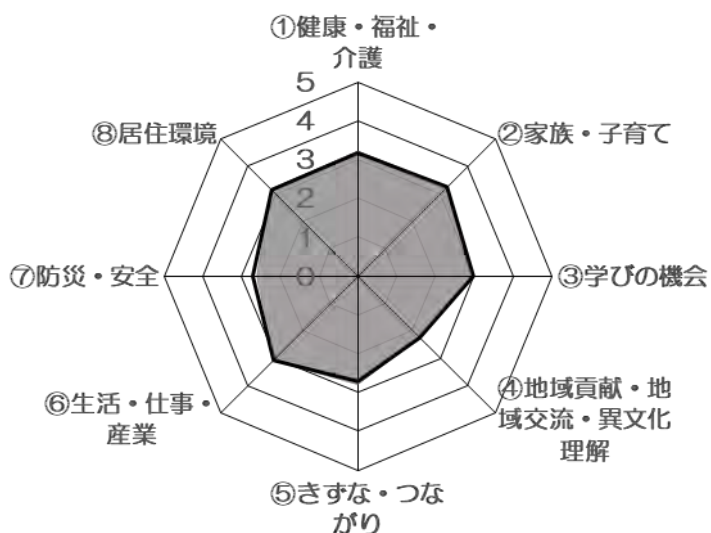
岩倉南小学校区のアンケート調査結果

しあわせに感じること



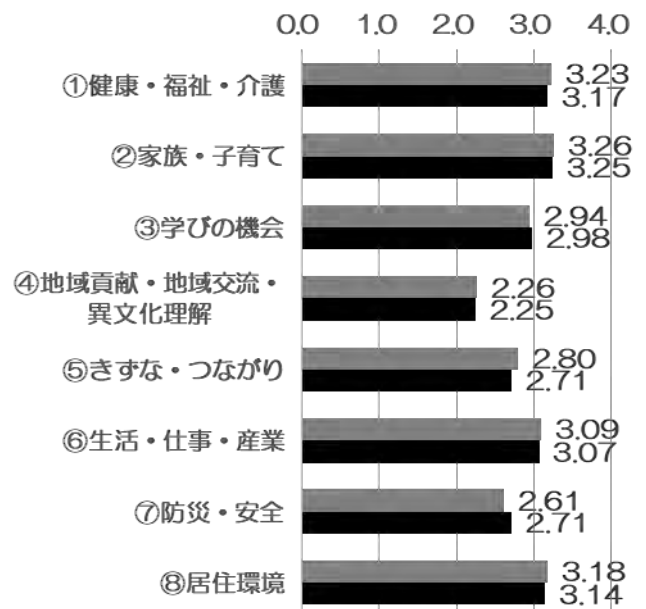
地域の生活にかかわる事柄の関心度

■全市 □岩倉南小学校区



全市平均との比較

■全市 ■岩倉南小学校区



「学びの機会」「防災・安全」にかかわる事柄の関心度が、岩倉市全体よりも高い地域です。

岩倉南小学校区の住民活動計画

校区の人口状況	校区全体人口 7,663人	年少人口(0～14歳)	高齢人口(65歳以上)	外国人人口	独居高齢者数	要介護認定者数
		1,031人 (13.45%)	1,936人 (25.26%)	95人 (1.23%)	451人 (5.88%)	241人 (3.14%)
校区の世帯状況	世帯数 3,332世帯			高齢者世帯数 (65歳以上)	833世帯 (25.00%)	

住民が取り組む項目

生活	子育て世代が 地域で孤立しないような 環境をつくりましょう	・就学前の子どもを持つ世代の交流を検討します ・多世代交流により住民が互いに知り合う機会を作ります
介護	老老介護やひとり暮らしの 要介護高齢者や介護者を見守っていきましょう	・介護者が介護以外で外出できるような場所について検討します ・顔が見える関係をつくり、声がかかけあえる校区づくりをします
環境	ごみ出しのマナーを守りましょう	・収集日以外に集積場にゴミがないようにします
防災	災害時の要配慮者への 対応について 考えておきましょう	・避難に手助けが必要な方について把握していきます ・日ごろからのコミュニケーションを大事にし有事に備えます
健康	健康増進のための 情報について 共有できるようにしましょう	・栄養や運動についての知識をお知らせします ・睡眠についての情報を発信していきます

具体的活動内容

気軽に相談できる機会(場所)を設置する
校区内で集まれる交流会などを開催する
気軽に相談できる機会(場所)を設置する
校区内で集まれる交流会などを開催する
ごみ出しのルールのお知らせ方法を検討する
校区内の要支援者の確認をする
健康に関する遊びや行事を企画する

具体的行動

未就学児の母親交流会を開催する
子ども会と協力する
安否確認のために、 回覧板などを手渡しする
介護者ができる活動をする
マナーを守ることを促す 看板などを設置する
町内の高齢者と コミュニケーションを図る
生活で実践できるような 健康に関する勉強会を行う
健康づくりに関心がある人どうしが 集まれる機会をつくる

(3) 岩倉東小学校区

岩倉東小学校区の特徴

岩倉東小学校区は、6つの行政区から構成されています。小牧市と隣接した東部に位置しています。1966（昭和41）年の岩倉団地の造成を契機に開校したことから、岩倉団地の住民が多くなっています。少子高齢化が進んでいるほか、外国人が多い地域でもあります。

校区の人口状況			市全体	校区の世帯状況		市全体
人口	3,486 人		48,000 人	世帯数	1,989 世帯	21,233 世帯
年少人口 (0～14 歳)	268 人 (7.68%)		6,221 人 (12.96%)	高齢者世帯数 (65 歳以上)	605 世帯 (30.41%)	5,088 世帯 (23.96%)
高齢人口 (65 歳以上)	1,082 人 (31.03%)		11,767 人 (24.51%)	[資料：市民窓口課、長寿介護課 (2017（平成29）年4月現在)] ※校区の人口および世帯状況は、東新町1～3区の合計値。（中本町区と東町区と下本町区の一部は岩倉東小学校区ですが、この統計に反映していません）		
外国人人口	989 人 (28.37%)		2,169 人 (4.51%)			
独居高齢者数	401 人 (11.50%)		2,733 人 (5.69%)			
要介護認定者数	116 人 (3.32%)		1,367 人 (2.84%)			

岩倉東小学校区の困りごと

市民会議で実施したグループワークの意見をまとめたもので、本計画における地域ごとの課題として設定しています。

生活

- * 外国籍の人々が多く暮らしている地域では、言語的な難しさや文化の違いもあり、なかなか交流が深まらなると心配している人々がいます。
- * 高齢になってきたことにより、福祉サービスを使うほどではない困りごとが増えていると感じている人々がいます。

介護

- * 家族に介護が必要と感じていても、相談する場所がわからない人々がいます。介護する側も安心して暮らせる地域づくりが求められています。

環境

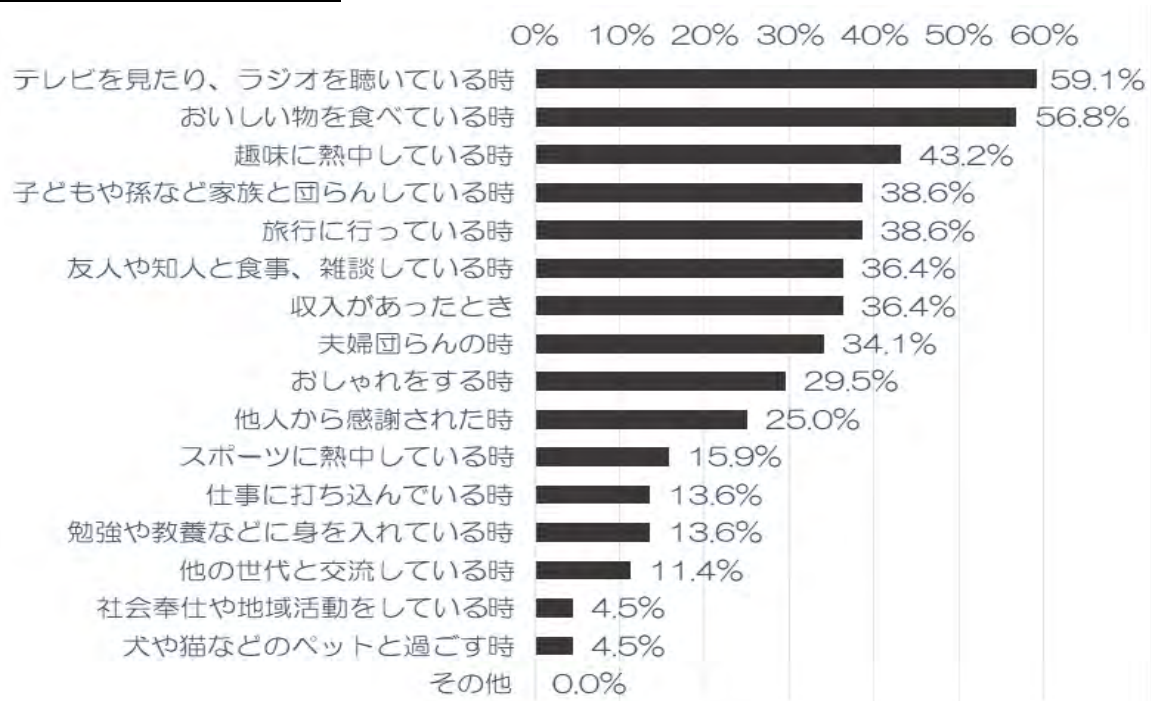
- * 決められた日以外にごみが出されていたり、分別が上手くできていないごみが増え、ごみ出しのマナーが悪いと感じている人々がいます。

防災

- * 災害が起こった時、慣れない避難場所での暮らしに不安を感じている人々がいます。

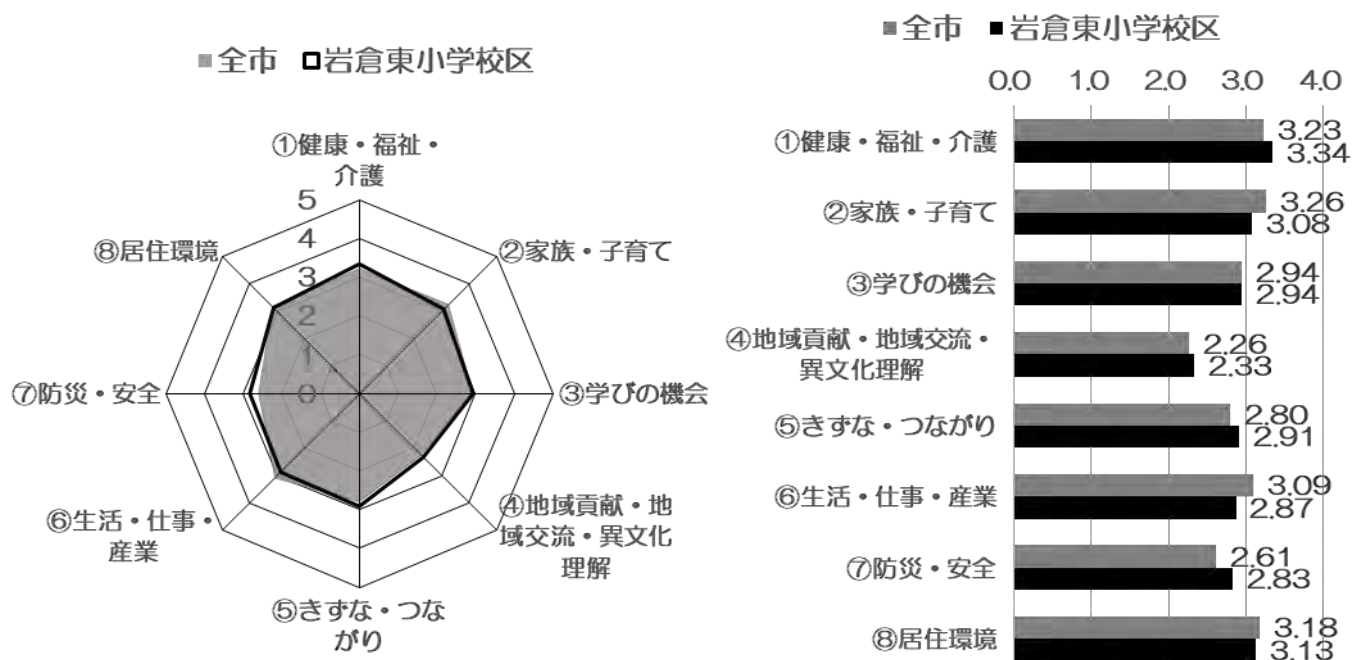
岩倉東小学校区のアンケート調査結果

しあわせに感じること



地域の生活にかかわる事柄の関心度

全市平均との比較



「健康・福祉・介護」「地域貢献・地域交流・異文化理解」「きずな・つながり」「防災・安全」にかかわる事柄の関心度が、岩倉市全体よりも高い地域です。

岩倉東小学校区の住民活動計画

校区の人口状況	校区全体人口 3,486人	年少人口(0～14歳)	高齢人口(65歳以上)	外国人人口	独居高齢者数	要介護認定者数
		268人 (7.68%)	1,082人 (31.03%)	989人 (28.37%)	401人 (11.50%)	116人 (3.32%)
校区の世帯状況	世帯数 1,989世帯			高齢者世帯数 (65歳以上)	605世帯 (30.41%)	

住民が取り組む項目

生活

外国籍の住民との
コミュニケーションを
豊かにしていきましょう

- ・気軽に相談できる機会(場所)を設置する
- ・校区内で集まれる交流会などを開催する

ちょっとした生活上の困りごとが
お互いに解決しあえる
校区にしましょう

- ・ご近所で気軽に声掛けができるようにします

介護

介護が必要になった時の
相談場所について
周知していきましょう

- ・地域の相談窓口を住民に広めます

環境

ごみ出しのマナーが
守れる校区をつくりましょう

- ・収集日以外に集積場にゴミがないようにします

防災

災害時の避難所で
暮らすことについて
知識を得ておきましょう

- ・災害時の避難について知識を増やします

具体的活動内容

気軽に相談できる機会(場所)を設置する

校区内で集まれる交流会などを開催する

気軽に相談できる機会(場所)を設置する

校区内で集まれる交流会などを開催する

気軽に相談できる機会(場所)を設置する

校区で集まれる交流会などを開催する

ごみ出しのルール周知方法を検討する

校区内の要支援者を把握する

避難する際に必要なものを確認する

具体的行動

広報などを通じて
外国籍の人に呼び掛ける

外国人と日本人が
一緒にできることをやる

校区内のお助け隊のような
組織を考える

老人会、民生委員、自治体などの
組織で検討する

校区の回覧板などで
相談場所について案内する

公民館などを利用する

校区の回覧板などで
ルールについて周知する

防災訓練に参加するように
働きかける

(4) 五条川小学校区

五条川小学校区の特徴

五条川小学校区は、4つの行政区から構成されています。江南市・一宮市・小牧市に隣接した北部に位置し、石仏駅からの通勤などのアクセスが便利な地域です。また、市内唯一の小学校地区コミュニティ推進協議会が設置されています。

校区の人口状況			市全体	校区の世帯状況		市全体
人口	7,244 人		48,000 人	世帯数	3,017 世帯	21,233 世帯
年少人口 (0～14 歳)	1,024 人 (14.13%)		6,221 人 (12.96%)	高齢者世帯数 (65 歳以上)	705 世帯 (23.36%)	5,088 世帯 (23.96%)
高齢人口 (65 歳以上)	1,796 人 (24.79%)		11,767 人 (24.51%)	[資料：市民窓口課、長寿介護課 (2017 (平成29) 年4月現在)] ※校区の人口および世帯状況は、神野町区、石仏町区、八剱町区、井上町区の合計値。		
外国人人口	156 人 (2.15%)		2,169 人 (4.51%)			
独居高齢者数	337 人 (4.65%)		2,733 人 (5.69%)			
要介護認定者数	207 人 (2.85%)		1,367 人 (2.84%)			

五条川小学校区の困りごと

市民会議で実施したグループワークの意見をまとめたもので、本計画における地域ごとの課題として設定しています。

生活

- * 核家族化が進み、地域のなかで異世代間の交流が減ったと感じている人々があります。年齢にかかわらず、誰もが気軽に集まれる場所が求められています。
- * 町内会の加入者や、地域のイベントの参加者が減少しています。新たに引っ越してきた人々も、活動に参加しやすい地域づくりが求められています。

介護

- * 地域のなかで暮らす認知症の方が安心して生活し、介護する側も気軽に相談しながら生活できる地域づくりが求められています。

環境

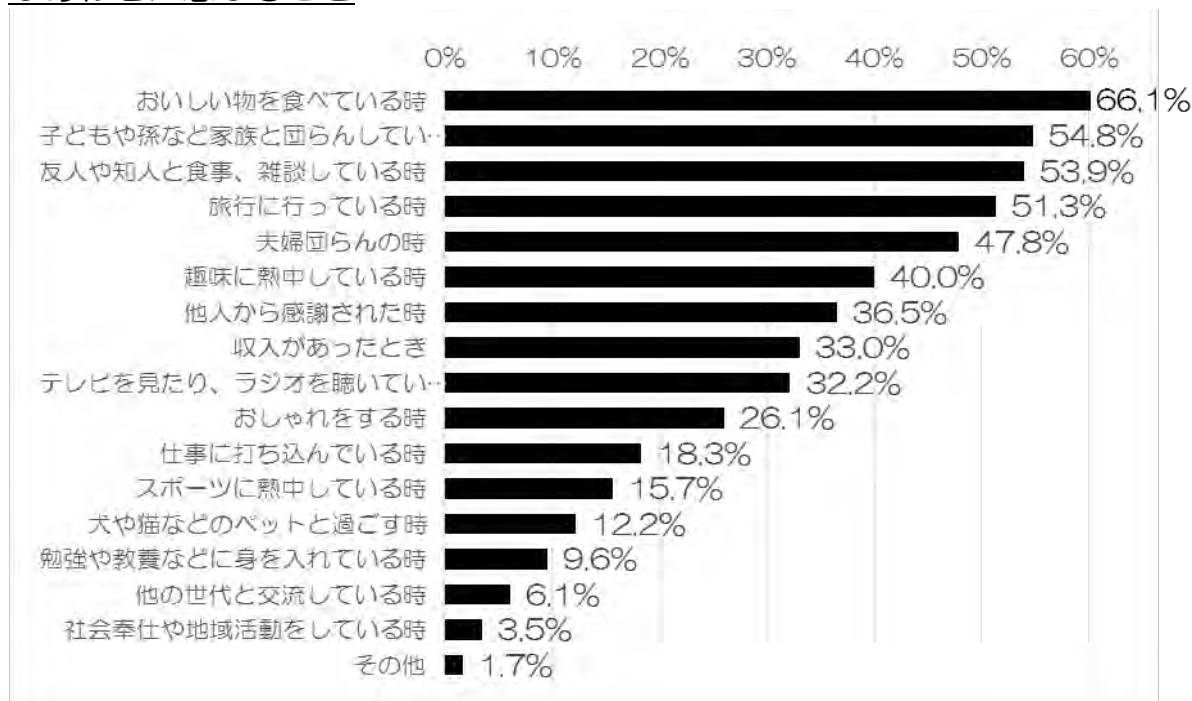
- * 子どもの通学路になっている場所での交通事故や、抜け道として利用されている道路での交通事故の危険性が高くなっています。

防災

- * 災害が起こった時の避難の方法や、介護を必要とする人の対応方法について検討する必要があります。

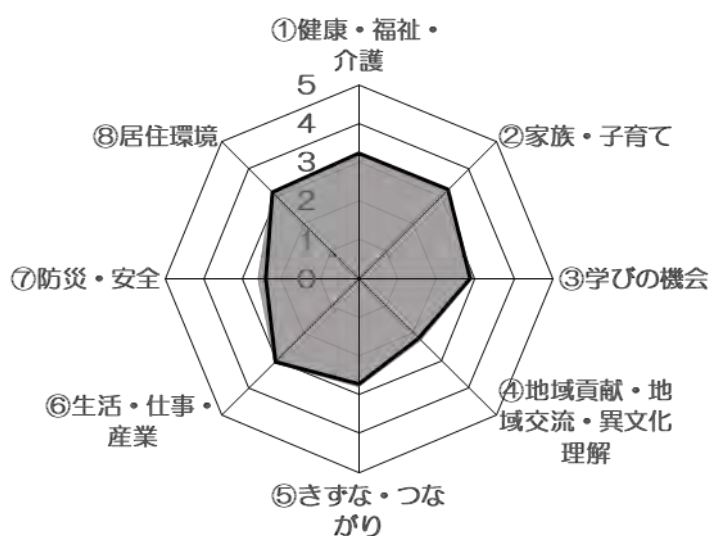
五条川小学校区のアンケート調査結果

しあわせに感じること



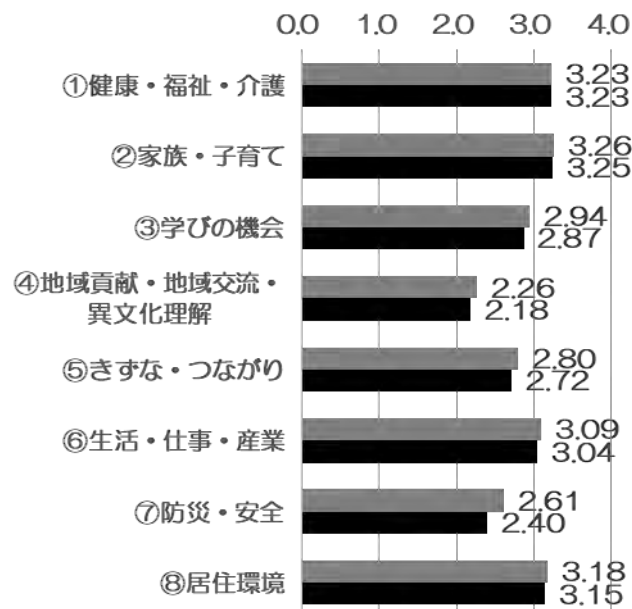
地域の生活にかかわる事柄の関心度

■全市 □五条川小学校区



全市平均との比較

■全市 ■五条川小学校区



地域の生活にかかわる事柄の関心度では、全ての項目において、岩倉市全体よりも同等、又は低い地域です。

校区の人口状況	校区全体人口 7,244人	年少人口(0～14歳) 1,024人 (14.13%)	高齢人口(65歳以上) 1,796人 (24.79%)	外国人人口 156人 (2.15%)	独居高齢者数 337人 (4.65%)	要介護認定者数 207人 (2.85%)
校区の世帯状況	世帯数 3,017世帯			高齢者世帯数 (65歳以上)	705世帯 (23.36%)	

五条川小学校区の住民活動計画

住民が取り組む項目

生活	地域の行事が継承できるような体制づくりをしましょう	・校区のいろいろな立場や年齢の人が集まれる機会を通して、行事の継続をしていきます	▶
	地域住民が交流しやすい環境を整えていきましょう	・住民どうしの交流の場を増やします	▶
介護	高齢期に認知症や介護が必要になったときの相談場所について情報を共有しましょう	・地域の相談窓口を住民に広めます	▶
環境	通学路の交通マナーについて検討し、子どもの安全を守りましょう	・通学路に危険があるところを確認して、安全な校区をめざしていきます	▶
防災	災害時の避難などについて、日頃から備えておきましょう	・災害時に慌てず、避難することができるようにします	▶

具体的活動内容

校区内で集まれる交流会などを開催する	▶
校区内で集まれる交流会などを開催する	▶
気軽に相談できる機会(場所)を設置する	▶
校区で集まれる交流会などを開催する	▶
校区の通学路を再検討する	▶
危険な箇所を確認する	▶
自主防災のあり方を検討する	▶
校区内の要支援者を確認する	▶

具体的行動

公民館などを有効利用する	▶
多世代が同時に楽しめるイベントを行う	▶
交流会など楽しめるイベントを開催する	▶
町内会に入りやすいよう個別に声を掛けていく	▶
校区の回覧板などで情報を共有する	▶
公民館などを利用する	▶
小・中学校と協力していく	▶
通学路マップなどを作り配布する	▶
防災マップを活用し地区ごとの避難場所について細かく考える	▶
サロンづくりなどを通して近所との交流を深めていく	▶

(5) 曾野小学校区

曾野小学校区の特徴

曾野小学校区は、6つの行政区から構成されています。北名古屋市・小牧市と隣接した南部に位置し、大山寺駅からの通勤などのアクセスが便利な地域です。また、1地区で山車の文化を継承しています。

校区の人口状況			市全体	校区の世帯状況		市全体
人口	14,132 人		48,000 人	世帯数	6,322 世帯	21,233 世帯
年少人口 (0～14 歳)	1,883 人 (13.32%)		6,221 人 (12.96%)	高齢者世帯数 (65 歳以上)	1,345 世帯 (21.27%)	5,088 世帯 (23.96%)
高齢人口 (65 歳以上)	3,150 人 (22.28%)		11,767 人 (24.51%)	[資料：市民窓口課、長寿介護課 (2017(平成29)年4月現在)] ※校区の人口および世帯状況は、大市場町区、下本町区、大山寺町区、稲荷町区、曾野町区、五条町区の合計値。(下本町区と稲荷町区の一部は岩倉南小学校区、下本町区の一部は岩倉東小学校区ですが、この統計に反映していません)		
外国人人口	559 人 (3.95%)		2,169 人 (4.51%)			
独居高齢者数	728 人 (5.15%)		2,733 人 (5.69%)			
要介護認定者数	343 人 (2.42%)		1,367 人 (2.84%)			

曾野小学校区の困りごと

市民会議で実施したグループワークの意見をまとめたもので、本計画における地域ごとの課題として設定しています。

生活

- * 地域でのコミュニケーションが不足していると感じている人々がいます。新たに引っ越してきた人も、活動に参加しやすい地域づくりが求められています。
- * 高齢になってきたことにより、福祉サービスを使うほどではない困りごとが増えていると感じている人々がいます。

介護

- * 家族に介護が必要な人がいても、相談できず、家族で抱え込んでしまわないように、介護する側もされる側も、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

環境

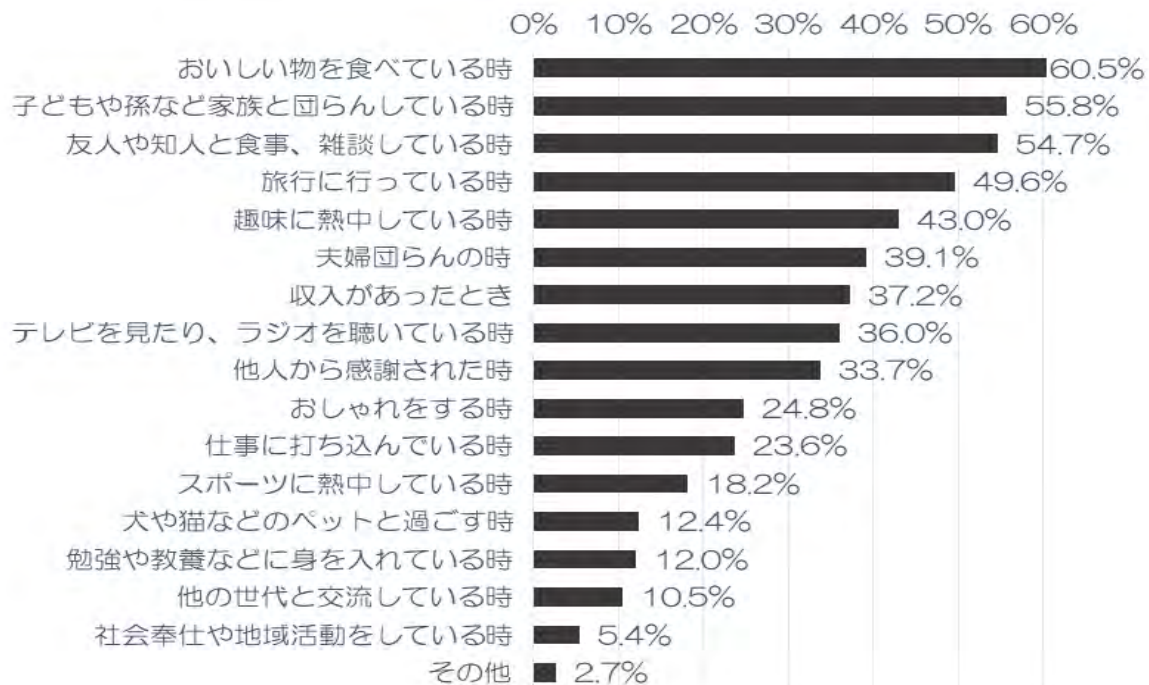
- * 決められた日以外にごみが出されていたり、分別が上手くできていないごみが増え、ごみ出しのマナーが悪いと感じている人々がいます。

防災

- * 災害が起こった時、介護を必要とする人の対応方法について検討する必要があります。

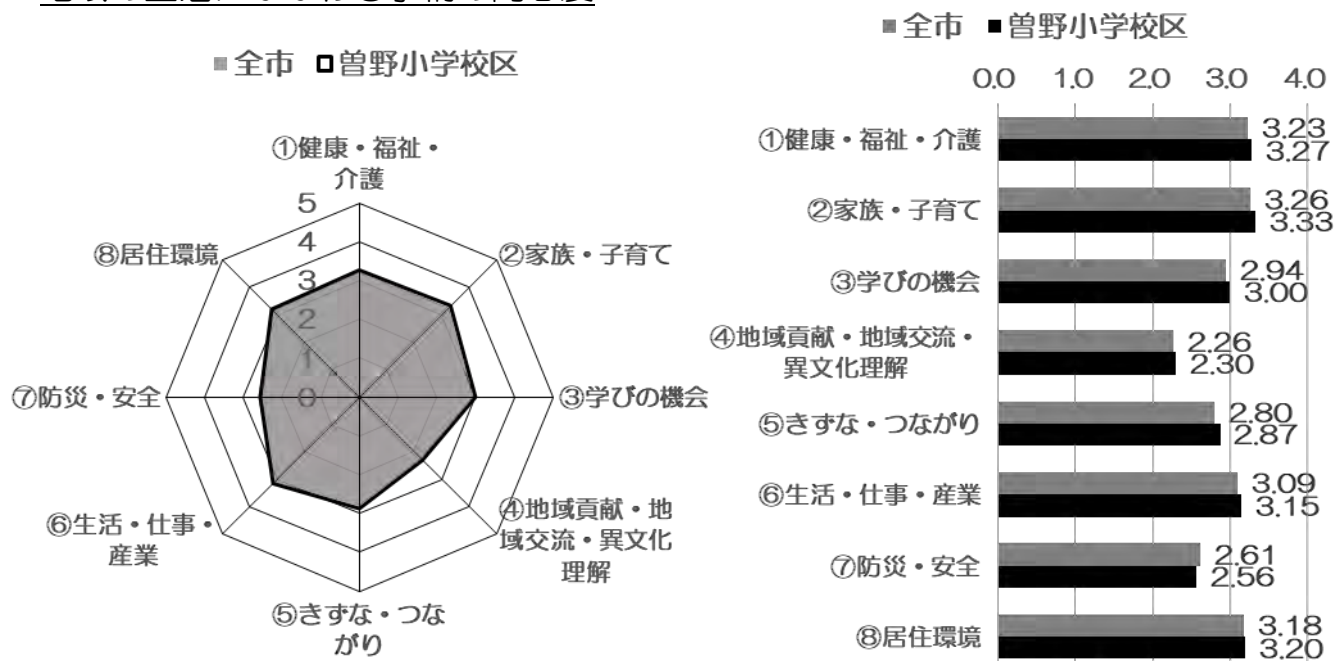
曾野小学校区のアンケート調査結果

しあわせに感じること



地域の生活にかかわる事柄の関心度

全市平均との比較



「健康・福祉・介護」「家族・子育て」「学びの機会」「地域貢献・地域交流・異文化理解」「きずな・つながり」「生活・仕事・産業」「居住環境」にかかわる事柄の関心度が、岩倉市全体よりも高い地域です。

曾野小学校区の住民活動計画

校区の人口状況	校区全体人口 14,132人	年少人口(0～14歳) 1,883人 (13.32%)	高齢人口(65歳以上) 3,150人 (22.28%)	外国人人口 559人 (3.95%)	独居高齢者数 728人 (5.15%)	要介護認定者数 343人 (2.42%)
校区の世帯状況	世帯数 6,322世帯			高齢者世帯数 (65歳以上)	1,345世帯 (21.27%)	

住民が取り組む項目

生活	ごみが出せないなど、生活上の困りごとを地域で解決できるようにしていきましょう	・お互いさまの気持ちを地域に広めていきます	▶	生活上の困りごとを抱えている人を把握する	▶	公民館などを有効利用する
	転入居があっても住民どうしが知り合えるきっかけがある校区をつくりましょう	・住民どうしの交流の場を増やします	▶	校区内で集まれる交流会などを開催する	▶	多世代が同時に楽しめるイベントを行う
介護	家族介護について話ができる環境を整えていきましょう	・なんでも気軽に相談できるような地域づくりをします	▶	気軽に相談できる機会(場所)を設置する	▶	交流会など楽しめるイベントを開催する
				校区で集まれる交流会などを開催する	▶	町内会に入りやすいよう個別に声を掛けていく
環境	ごみ出しのマナーを守りきれいな校区をつくりましょう	・収集日以外に集積場にごみがないようにします	▶	ごみ出しルールの周知方法を検討する	▶	校区の回覧板などで情報を共有する
防災	災害時の要配慮者の避難について考えておきましょう	・災害時に慌てず、避難することができるようにします	▶	校区内の要支援者を確認する	▶	公民館などを利用する
				校区内で集まれる交流会などを開催する	▶	可燃ごみが飛び散らないような工夫をする
					▶	組ごとに要支援者避難計画を作成し周知する
						公民館などの活用する

地域福祉計画一覧

岩倉市地域福祉計画は「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を
一体の計画と位置づけています。

校区ごとに、住民による主体的な活動として
「住民活動計画」を設定します。

岩倉市社会福祉協議会、岩倉市は連携・協力し、
「住民活動計画」を支援します。

生活	項目	住民活動計画	社会福祉協議会の支援計画	行政の支援計画
	家に閉じこもりがちになりやすい 高齢者の外出しやすい 環境をつくりましょう	自宅開放や公会堂などを利用した 茶話会を開催する	サロン活動の内容充実のための プログラム提案や新規立ち上げを支援します	サロン立ち上げや運営の補助をします
				専門知識を持った講師を派遣するなど サロンの拡充を支援します
				場所の確保を支援します
				市民活動団体やボランティア団体などとの 協働を検討し、その橋渡しを実施
				空き家バンク(市の都市整備課に登録された物件) の活用について検討
	子育て世代の母親が 地域で孤立しないような 体制を整えましょう	未就学児の母親交流会の開催をする	地域での子育て支援体制づくりを支援します	地域の母親の居場所づくり(交流の場)を支援します また、参加しやすいよう情報発信を行います
		子ども会との協力を図る	おもちゃ図書館事業などにおける 子育て相談の実施 支会活動と児童関係ボランティア との協働促進	児童館と地域交流センターで 出張育児広場を実施
	さまざまな文化的背景をもつ 住民との交流を通して お互いを理解しましょう	広報などを通じて外国籍の人に呼び掛ける	さまざまなとりくみの広報活動支援や 福祉教育の推進を図ります	交流会の創出と、その情報発信を支援します
			わかりやすい広報紙やホームページの作成 福祉実践教室における 多様なプログラムの提案	小学校を通じて外国人児童の保護者へも チラシを配付するなどし、外国人を含む 住民どうしの交流機会の創出を支援
	地域での行事やイベントに たくさんの人が参加できるような 環境をつくりましょう	多世代が同時に楽しめるイベントを行う	地域の伝統的な行事や支会活動、並びにボランティア 活動に参加できる環境づくりを支援します	ユニバーサルデザインに配慮した 会場の整備を心がけます
			多世代が参加できる ふれあい・いきいきサロンの実施	転居してきた方も 参加しやすいイベントの実施を支援します
			スポーツフェスティバルの実施	誰もが参加しやすいイベントが 開催できるような会場づくり
			夢コンサートの実施 福祉フェスティバルの実施	盆踊りなど多世代が集う イベントの充実に向けた支援
	日常生活上のささいな困りごとを 助けあえるまちにしましょう	校区内のお助け隊のような組織を考える	住民どうしの支え合い体制づくりを支援します	お助け隊の活動を全面的にサポートします
			サロン活動などを利用した支え合い体制づくりを検討	
			社協会員制度を活用した支え合い制度を検討	困りごとによっては、市民活動団体や ボランティア団体などとの協働を検討し、 その橋渡しを実施
			地域課題に対応したボランティア養成講座の実施	

介護

項 目	住民活動計画	社会福祉協議会の支援計画	行政の支援計画
認知症の方が安心して外出や活動できるところを増やしましょう	自宅開放や公会堂などを利用した茶話会を開催する	サロン活動の内容充実のためのプログラム提案や新規立ち上げを支援します	サロンの立ち上げや運営の補助をします
		ふれあい・いきいきサロン活動の充実	専門知識を持った講師を派遣するなどサロンの充実を支援します
		サロン立ち上げ支援およびマニュアルの作成	場所の確保を支援します
		助成金制度の活用促進	市民活動団体やボランティア団体などとの協働を検討し、その橋渡しを実施
介護が必要になった時に相談する場所や利用できるサービスへの理解を深めましょう	校区の回覧板などで情報を共有する	広報紙やホームページなどを活用して周知します	情報の共有や周知について支援します
		介護にかかわる情報を広報紙やホームページに掲載	ケアドカフェひろみ（認知症カフェ）など認知症の人や家族が集える場所の周知、またサロンの開設方法や開催について情報共有
		介護者のつどいの実施	

環境

項 目	住民活動計画	社会福祉協議会の支援計画	行政の支援計画
子どもが安全に登下校できるような体制をつくりましょう	近隣をはじめ地域での見守りの体制を強化する	住民どうしの支え合い体制づくりを支援します	地域での見守りを強化していきます
	通学路マップなどを作成し配布する	多様な組織の協働による見守り体制づくりを支援	通学路マップ作成を支援します
		サロン活動などを活用した支え合い体制づくりを検討	通学中の子どもたちの安全に配慮した安全安心カメラを設置
ごみ出しのマナーを守りましょう	可燃ごみが飛び散らないような工夫をする	各種事業を活用し、環境について考える機会をつくります	きれいなごみ集積所になるよう支援します
	回覧板などでルールについて周知する	支会活動など、地域住民による事業において、環境について考える機会を創出	ごみ出しのルールの周知徹底を図ります
			分別収集時に各集積場所を巡回し、地区の役員などへのルール周知
			校区からの要望に応じて防鳥ネットを提供

防災

項 目	住民活動計画	社会福祉協議会の支援計画	行政の支援計画
災害時の要配慮者の避難について 備えを行っていきましょう	近隣をはじめ地域の見守りを強化する	日頃から支え合うことができる つながりづくりを支援します	地域で助け合える関係構築に向けて支援します
	組ごとに要支援者避難計画を作成する		要支援者の安全な避難について支援します
	防災マップを活用して避難場所について考える	身近な地域で日頃からのつながりづくりのための ふれあい・いきいきサロンの実施	防災マップ作成を支援します
	防災訓練に参加するように働きかける	地域ボランティア支援本部の活動内容の周知	防災訓練への参加を支援します
			サロン活動などを通じた地域でのつながりづくりの支援
			避難行動要支援者制度などの有効な活用について住民とともに検討
			指定避難所、指定緊急避難場所などの情報提供
			自主防災会との連携

健康

項 目	住民活動計画	社会福祉協議会の支援計画	行政の支援計画
健康を保つための知識をもち、 身体を動かしたり活動できる 場所を増やしましょう	生活で実践できるような健康に関する勉強会を開く	各種事業を活用した 健康づくりへのとりくみを支援します	健康づくり勉強会などの機会を創出します
		気軽に取り組むことのできる 体操(コグニサイズなど)の紹介	
	健康づくりに関心がある人どうしが 集まれる機会をつくる	サロン活動などを活用した 健康づくりのきっかけづくり	健康の維持・増進・管理を自ら行っていけるような 講座や講習を開催
		健康推進ボランティア活動の支援	

第2章

社会福祉協議会の支援計画

1 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、戦後間もない1951（昭和26）年に、民間の社会福祉活動の強化を図ることを目的に、全国規模の団体として組織されました。その後、市町村単位の組織へと展開し、福祉活動への住民参加を進めながら、地域福祉活動推進の中心的な役割を果たしてきました。1999（平成11）年には社会福祉法において、市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進役として明確に位置づけられました。

岩倉市社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を基本理念とし、住民主体の地域福祉を推進しています。

とくに、地域の特性に応じて市内を7つの地域に区分し、「支会」と称して、本会会費を財源とし、互いに顔の見える地域に根ざした小地域福祉活動を推進しています。

また、ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する理解と関心を深め、地域福祉活動の担い手を育成しています。

その他、自立した生活を支援するため、援助を必要とする人に対して訪問介護や日常生活自立支援事業などの福祉サービスを提供しています。

社会福祉協議会は地域の方々が主体的に活動していくために、さまざまな団体・グループとの仲介役（コーディネーター）を果たしていきます。

2 基本計画

（1）社会福祉協議会の支援計画の目標

第1期岩倉市地域福祉計画から継続して、以下の4つの目標を掲げ、本会が推進する支会および新たに小学校区を推進の単位とした住民活動計画のとりくみを支援します。

目標1：暮らしやすい地域づくり

地域により住まい方、福祉に対するニーズは、異なってきます。それぞれの地域の特性や成り立ちを理解、共感し、その地域において誰もが参加でき、誰もが支え合うことにより安心して暮らしやすい地域づくりをめざします。

目標2：誰もが安心した生活をおくれる地域を支える人づくり

生きがい、やりがいを実感できる地域には、それを支える人が必要です。ボランティアセンターや福祉教育の場を活用し、地域活動を推進していく人づくり、そのリーダーの養成を積極的に行い、地域を支える人づくりをめざします。

目標3：個人の尊厳が保持され、自立した生活を送れるよう支援のしくみづくり

認知症などにより自分自身で判断することができなくなっても、その人らしさを大切に、個人の尊厳を保持できるようしくみづくりや誰もが自立した生活を送れるよう支援のしくみづくりをめざします。

目標４：さまざまな組織・団体と住民を効果的に結びつけるネットワークづくり

地域や住民を支えるしくみづくりにはお互いに情報交換や連携をすることが必要です。そのためには、社会資源を効果的に活用し、住民に対する支援の充実を図り、組織・団体と住民を効果的に結びつけるネットワークづくりをめざします。

（２）地域福祉推進主体の地域構成の比較

小地域福祉活動を推進するうえで、支会活動の推進は不可欠です。第２期岩倉市地域福祉計画を効果的に推進するために、支会と小学校区との地域構成の比較を行います。

地域構成の比較は次のとおりです。

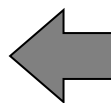
小学校名	町名など	支会	行政区
岩倉北 小学校	本町の一部、栄町、西市町、 宮前町、新柳町、鈴井町、泉町	上支会	本町（上市場）区、本町（門前）区、 本町（北口）区、西市町区、新柳町区、 新柳町１区、鈴井町区、泉町区
	石仏町の一部		
	中本町の一部、中野町、東町の一部	中支会	中本町区、中野町区、東町区
岩倉南 小学校	大地町、大地新町、中央町、 南新町、北島町、野寄町、川井町	西支会	大地町区、中央町区、南新町区、 北島町区、野寄町区、川井町区
	昭和町の一部、稲荷町の一部、 下本町の一部、旭町		
岩倉東 小学校	東新町	団地支会	東新町１～３区
	中本町の一部、東町の一部、 下本町の一部、八剱町の一部		
五条川 小学校	神野町、石仏町の一部、 八剱町の一部、井上町	北支会	神野町区、石仏町区、八剱町区、 井上町区
曾野 小学校	大市場町、大山寺町、大山寺町元町、 大山寺町本町、稲荷町の一部、 昭和町の一部、曾野町、五条町	南支会	大市場町区、大山寺町区、稲荷町区、 曾野町区、五条町区
	下本町の一部	下支会	下本町区
	本町の一部		

(3) 支援の内容

第2期岩倉市地域福祉計画の策定にかかる市民会議にて、策定された住民活動計画に対して、次のとおり支援に取り組みます。

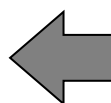
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">住民活動計画</th></tr> <tr> <td colspan="2">自宅開放や公会堂などを利用した茶話会開催</td></tr> <tr> <th>項目</th><th>地域課題</th></tr> <tr> <td>生活</td><td>家に閉じこもりがちになりやすい高齢者の外出しやすい環境をつくりましょう</td></tr> <tr> <td>介護</td><td>認知症の方が安心して外出や活動できるところを増やしましょう</td></tr> </table>	住民活動計画		自宅開放や公会堂などを利用した茶話会開催		項目	地域課題	生活	家に閉じこもりがちになりやすい高齢者の外出しやすい環境をつくりましょう	介護	認知症の方が安心して外出や活動できるところを増やしましょう	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">社会福祉協議会の支援計画</th></tr> <tr> <td colspan="2">サロン活動の内容充実のためのプログラム提案や新規立ち上げを支援します</td></tr> <tr> <td colspan="2"> ・ふれあい・いきいきサロン活動の充実 ・サロン立ち上げ支援およびマニュアルの作成 ・助成金制度の活用促進 </td></tr> </table>	社会福祉協議会の支援計画		サロン活動の内容充実のためのプログラム提案や新規立ち上げを支援します		・ふれあい・いきいきサロン活動の充実 ・サロン立ち上げ支援およびマニュアルの作成 ・助成金制度の活用促進	
住民活動計画																	
自宅開放や公会堂などを利用した茶話会開催																	
項目	地域課題																
生活	家に閉じこもりがちになりやすい高齢者の外出しやすい環境をつくりましょう																
介護	認知症の方が安心して外出や活動できるところを増やしましょう																
社会福祉協議会の支援計画																	
サロン活動の内容充実のためのプログラム提案や新規立ち上げを支援します																	
・ふれあい・いきいきサロン活動の充実 ・サロン立ち上げ支援およびマニュアルの作成 ・助成金制度の活用促進																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">住民活動計画</th></tr> <tr> <td colspan="2">未就学児の母親交流会開催</td></tr> <tr> <td colspan="2">子ども会との協力</td></tr> <tr> <th>項目</th><th>地域課題</th></tr> <tr> <td>生活</td><td>子育て世代の母親が地域で孤立しないような体制を整えましょう</td></tr> </table>	住民活動計画		未就学児の母親交流会開催		子ども会との協力		項目	地域課題	生活	子育て世代の母親が地域で孤立しないような体制を整えましょう	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">社会福祉協議会の支援計画</th></tr> <tr> <td colspan="2">地域での子育て支援体制づくりを支援します</td></tr> <tr> <td colspan="2"> ・おもちゃ図書館事業などにおける子育て相談の実施 ・支会活動と児童関係ボランティアとの協働促進 </td></tr> </table>	社会福祉協議会の支援計画		地域での子育て支援体制づくりを支援します		・おもちゃ図書館事業などにおける子育て相談の実施 ・支会活動と児童関係ボランティアとの協働促進	
住民活動計画																	
未就学児の母親交流会開催																	
子ども会との協力																	
項目	地域課題																
生活	子育て世代の母親が地域で孤立しないような体制を整えましょう																
社会福祉協議会の支援計画																	
地域での子育て支援体制づくりを支援します																	
・おもちゃ図書館事業などにおける子育て相談の実施 ・支会活動と児童関係ボランティアとの協働促進																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">住民活動計画</th></tr> <tr> <td colspan="2">広報などを通じて外国籍の人に呼び掛ける</td></tr> <tr> <th>項目</th><th>地域課題</th></tr> <tr> <td>生活</td><td>さまざまな文化的背景をもつ住民との交流を通して、お互いを理解しましょう</td></tr> </table>	住民活動計画		広報などを通じて外国籍の人に呼び掛ける		項目	地域課題	生活	さまざまな文化的背景をもつ住民との交流を通して、お互いを理解しましょう	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">社会福祉協議会の支援計画</th></tr> <tr> <td colspan="2">さまざまなとりくみの広報活動支援や福祉教育の推進を図ります</td></tr> <tr> <td colspan="2"> ・わかりやすい広報紙やホームページの作成 ・福祉実践教室における多様なプログラムの提案 </td></tr> </table>	社会福祉協議会の支援計画		さまざまなとりくみの広報活動支援や福祉教育の推進を図ります		・わかりやすい広報紙やホームページの作成 ・福祉実践教室における多様なプログラムの提案			
住民活動計画																	
広報などを通じて外国籍の人に呼び掛ける																	
項目	地域課題																
生活	さまざまな文化的背景をもつ住民との交流を通して、お互いを理解しましょう																
社会福祉協議会の支援計画																	
さまざまなとりくみの広報活動支援や福祉教育の推進を図ります																	
・わかりやすい広報紙やホームページの作成 ・福祉実践教室における多様なプログラムの提案																	

住民活動計画	
多世代が同時に楽しめるイベントを行う	
項目	地域課題
生活	地域での行事やイベントにたくさんの人が参加できるような環境をつくりましょう



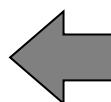
社会福祉協議会の支援計画	
地域の伝統的な行事や支会活動、並びにボランティア活動に参加できる環境づくりを支援します	
・多世代が参加できるふれあい・いきいきサロンの実施 ・スポーツフェスティバルの実施 ・夢コンサートの実施 ・福祉フェスティバルの実施	

住民活動計画	
校区内のお助け隊のような組織を考える	
項目	地域課題
生活	日常生活上のささいな困りごとをたすけあえるまちにしましょう



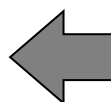
社会福祉協議会の支援計画	
住民どうしの支え合い体制づくりを支援します	
・サロン活動などを利用した支え合い体制づくりを検討 ・社協会員制度を活用した支え合い制度を検討 ・地域課題に対応したボランティア養成講座の実施	

住民活動計画	
校区内の回覧板などで情報を共有する	
項目	地域課題
介護	介護が必要となった時に相談する場所や利用できるサービスへの理解を深めましょう



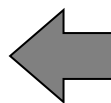
社会福祉協議会の支援計画	
広報紙やホームページなどを活用して周知します	
・介護にかかわる情報を広報紙やホームページに掲載 ・介護者のつどいの実施	

住民活動計画	
近隣をはじめ、地域での見守りの体制を強化する	
通学路マップなどを作成し、配布する	
項目	地域課題
環境	子どもが安全に登下校できるような体制をつくりましょう
防災	災害時の要配慮者の避難について、備えを行っていきましょう



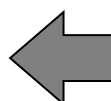
社会福祉協議会の支援計画	
住民どうしの支え合い体制づくりを支援します	
・多様な組織の協働による見守り体制づくりを支援 ・サロン活動などを利用した支え合い体制づくりを検討	

住民活動計画	
ごみが飛び散らないような工夫をする	
回覧板などでルールについて周知をする	
項目	地域課題
環境	ごみ出しのマナーを守りましょう



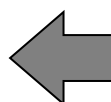
社会福祉協議会の支援計画	
各種事業を活用し、環境について考える機会をつくります	
・支会活動など、地域住民による事業において、環境について考える機会を創出	

住民活動計画	
組ごとに要支援者避難計画を作成する	
項目	地域課題
防災	災害時の要配慮者の避難について、備えを行っていきましょう



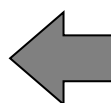
社会福祉協議会の支援計画	
日頃から支え合うことができるつながりづくりを支援します	
・身近な地域で日頃からのつながりづくりのためのふれあい・いきいきサロンの実施	

住民活動計画	
防災マップを活用して、避難場所について考える	
防災訓練に参加するように働きかける	
項目	地域課題
防災	災害時の要配慮者の避難について、備えを行っていきましょう



社会福祉協議会の支援計画	
日頃から支え合うことができるつながりづくりを支援します	
・地域ボランティア支援本部の活動内容の周知	

住民活動計画	
生活で実践できるような健康に関する勉強会	
健康づくりに関心がある人どうしが集まれる機会	
項目	地域課題
健康	健康を保つための知識をもち、身体を動かしたり、活動できる場所を増やしましょう



社会福祉協議会の支援計画	
各種事業を活用した健康づくりへのとりくみを支援します	
・気軽に取り組むことのできる体操（コグニサイズなど）の紹介 ・サロン活動などを活用した健康づくりのきっかけづくり ・健康推進ボランティア活動の支援	

第3章

行政の支援計画

1 行政の支援計画とは

今日の地域福祉計画には、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ、環境の整備が求められています。また、住民に身近な圏域において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築も求められているため、第2期岩倉市地域福祉計画において、当市は住民に身近な圏域として小学校区を設定しました。

現在、岩倉市では30の行政区により地域運営されており、その枠をこえた広域的なつながりは1984（昭和59）年に五条川小学校地区コミュニティ推進協議会が発足して以来ありませんが、少子高齢化や人口減少が予測される今後の地域のあり方を考えると、そうしたつながりについて検討を進めていかなければならない時期がいずれくるものと想定されます。

岩倉市でもここ数年で小学校区ごとの防災訓練が毎年実施されるようになり、いざというときに力を合わせる身近な住民どうしが集う機会が生まれています。

行政としては、災害時の想定はもとより、日ごろから住民どうしのつながりを強くし、安心して暮らしていけるようさまざまな地域活動を支援していく必要があります。

これらの現状に対して、介護保険法や障がい者総合支援法などに基づく公的な支援の充実に加え、多様化・複雑化した地域生活課題やそれらを支援する住民活動について、包括的に受け止めることのできる場の整備をめざします。

本章では、第1期岩倉市地域福祉計画に引き続き、補完性の原則に基づく「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方のうち、「互助」・「共助」というお互いさまの関係づくりや一緒に考え行動していくという支え合いのしくみづくりに焦点をあてたうえで、住民がみずから取り組む活動に対する行政の支援内容を示します。

2 庁内の連携

包括的に受け止める場の整備を図るにあたっては、地域の多様な課題などに対応する地域福祉計画の円滑な推進のため、庁内の連携を図っていく必要があります。第2期岩倉市地域福祉計画では、他の計画との調整を図るとともに、関係する課と計画の内容の合意形成を図るため、策定の過程において関係する課の職員で構成される連絡調整会議を設置しました。

今後は、連絡調整会議も計画の推進組織のひとつとして位置付けます。また、小学校区ごとの推進を支援していきます。

3 基本計画

(1) 行政の支援計画の目標

第2期岩倉市地域福祉計画の策定にかかるいわくら福祉市民会議では、小学校区ごとのグループワークにより、地域における課題とその要因を挙げ、その課題を解決するために住民みずからが取り組んでいく住民活動計画を立てました。住民活動計画の項目は、「生活」「介護」「環境」「防災」「健康」です。これらの項目をもとに、5つの重点目標を設定し、しあわせと安心のまちづくりに向けた施策を展開していきます。

項目	目標
1 生活	地域でのつながりを実感しながら生活する ー人と人とのつながり、さわやかな助け合いー
2 介護	介護や見守りが必要な人が安心して暮らす ー本人も家族も安心のご近所ネットワークー
3 環境	子どもたちをはじめ住民の方々が伸び伸びと過ごすことのできる生活環境をつくる ー地域の見守りとマナーの向上ー
4 防災	いざというときに助け合える地域をつくる ー災害時支援の充実、共助社会の構築ー
5 健康	いきいきと健やかな生活をおくる ーみずから学び、みずからつくる“健幸”を実践ー

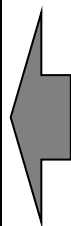
(2) 施策の方向

目標 1（生活）：地域でのつながりを実感しながら生活する —人と人とのつながり、さわやかな助け合い—

住民懇談会や市民会議において、交流の場が少ない、町内にどんな人が住んでいるのかわからない、近所づきあいが無い、ひとりぐらしが多くなっている、子育て中の母親が孤立しがち、外国人や世代の違う人や新しい住民とのコミュニケーションがとりづらいなどの声が多くあげられました。

地域で暮らしていく限り、隣近所とのあいさつであったり、行政区（町内会）への加入や役を務めたりといったつきあいは、もっとも身近な関わりになります。その関わりのなかで、普段からお互いを理解して生活をおくり、困ったときには助け合える関係性を築くことが大切です。地域で安心して暮らしていくために、まずさわやかな助け合いが広がるあたたかい地域をつくるための意識の向上をめざします。

項目 (地域課題)	住民活動計画（第1章）	
	活動内容	具体的行動
家に閉じこもりがちになりやすい高齢者が外出しやすい環境をつくりましょう	・気軽に相談できる機会（場所）の設置 ・健康に関する遊びや行事の企画 ・校区内で集まれる交流会などの開催	自宅開放や公会堂などを利用した茶話会（サロン）の開催



行政の支援計画
◆気軽に集まれる場としてのサロンの立ち上げや運営にかかる資金を補助します。 ・立ち上げや運営に補助金を交付 ◆専門知識を持った講師を派遣するなどサロンの充実を支援します。 ・地域の講座などに健康や介護分野の専門職を派遣 ・高齢者も参加しやすい生涯学習の機会を検討 ・市民活動団体やボランティア団体などとの協働を検討し、その橋渡しを実施 ◆サロンなどの交流の場所の確保を支援します。 ・空き家バンク（市の都市整備課に登録された物件）の活用について検討 ・南部老人憩の家や多世代交流センターさくらの家などの公共施設において、サロンの機能を持たせた事業展開を検討 ・区公会堂などの効果的な活用に向けて改修費などを補助 【関係する課】長寿介護課、健康課、協働推進課、生涯学習課、（都市整備課、商工農政課…空き家、空き店舗担当）

子育て世代の母親が地域で孤立しないような体制を整えましょう	・気軽に相談できる機会（場所）の設置 ・校区内で集まれる交流会などの開催	・未就学児の母親交流会の開催 ・子ども会との協力
さまざまな文化的背景をもつ住民との交流を通してお互いを理解しましょう	・気軽に相談できる機会（場所）の設置 ・校区内で集まれる交流会などの開催	・広報などを通じて外国籍の人に呼び掛ける
地域での行事やイベントにたくさんの人が参加できるような環境をつくりましょう	・校区内で集まれる交流会などの開催 ・転居してきた方への対応	多世代が同時に楽しめるイベントを行う
日常生活上のささいな困りごとを助けあえるまちにしましょう	・気軽に相談できる機会（場所）の設置 ・校区内で集まれる交流会などの開催 ・生活上の困りごとを抱えている人の把握	校区内のお助け隊のような組織を考える



◆地域の母親の居場所づくり（交流の場）を支援します。また、参加しやすいよう情報発信を行います。 ・保育園でちびっこクラブ（未就園児の親子対象）などの事業を実施 ・児童館で幼児クラブ（１歳から３歳までの親子対象）を実施 ・子育て支援センターで育児広場や育児相談を実施 ・児童館と地域交流センターで出張育児広場を実施 ・市民活動団体の活動支援とイベントなどの情報発信 ・子育てサロンの対象を若者世代まで拡大 ◆母親の孤立を防ぐため、子ども会との協力を支援します。 ・未就学児を対象とした子ども会行事の検討 ・異年齢どうしの交流の場をつくっていく 【該当する課】子育て支援課、協働推進課
◆交流機会の創出と、その情報発信を支援します。 ・小学校を通じて外国人児童の保護者へもチラシを配付するなどし、外国人を含む住民どうしの交流機会の創出を支援 ・国際交流員の地域の国際交流に関するイベントなどへの参加。また、外国語のチラシなどの作成を支援 ・岩倉市国際交流協会との連携 【該当する課】協働推進課、（学校教育課）
◆ユニバーサルデザインに配慮した会場の整備を心がけます。 ・誰もが参加しやすいイベントが開催できるような会場づくり ◆転居してきた方も参加しやすいイベントの実施を支援します。 ・盆踊りなど多世代が集うイベントの充実に向けた支援 ・転入者向けの案内チラシの作成などを支援 【該当する課】長寿介護課、協働推進課
◆お助け隊（地域の便利屋）の活動を全面的にサポートします。 ・お助け隊の困りごとに対する的確かつ速やかな支援 ・地域からの相談や要望など地域の困りごと情報の把握と情報提供 ・困りごとによっては、市民活動団体やボランティア団体などとの協働を検討し、その橋渡しを実施 【該当する課】協働推進課、環境保全課、長寿介護課、福祉課

目標2（介護）：介護や見守りが必要な人が安心して暮らす

ー本人も家族も安心のご近所ネットワークー

介護する人の高齢化（いわゆる老老介護）、認知症の疑いがあっても相談場所がわからない、なかなか他人に心を開くことができない、など高齢社会の進展とともに家族だけのケアには限界が見られます。

一人ひとりが抱える生活上の問題を的確に受け止め、地域で安心して暮らしていける地域内のネットワークを構築し、誰もが孤立することなく安心して暮らせるまちをめざします。

項目 (地域課題)	住民活動計画（第1章）			行政の支援計画
	活動内容	具体的行動		
認知症の人が安心して外出や活動できるところを増やしましょう	校区内で集まれる交流会などの開催	自宅開放や公会堂などを利用した茶話会（サロン）の開催		◆サロンの立ち上げや運営にかかる資金を補助します。 ・サロンの立ち上げ、運営に補助金を交付 ◆専門知識を持った講師を派遣するなどサロンの充実を支援します。 ・地域の講座などに認知症に詳しい専門職を派遣 ・認知症の人も介護する人も参加しやすい学習の機会を検討 ・市民活動団体やボランティア団体などとの協働を検討し、その橋渡しを実施 ◆場所の確保を支援します。 ・空き家バンクの活用について検討 ・南部老人憩の家や多世代交流センターさくらの家などの公共施設において、サロンの機能を持たせた事業展開を検討 ・区公会堂などの効果的な活用に向けて改修費などを補助 【該当する課】長寿介護課、健康課、協働推進課、生涯学習課、（都市整備課、商工農政課…空き家、空き店舗担当）
介護が必要になった時に相談する場所や利用できるサービスへの理解を深めましょう	・気軽に相談できる機会（場所）の設置 ・校区内で集まれる交流会などの開催	校区の回覧板などで情報を共有する		◆情報の共有や周知について支援します。 ・ケアドカフェひろみ（認知症カフェ）など認知症の人や家族が集える場所の周知、またサロンの開設方法や開催について情報共有 ・認知症サポーター養成講座（認知症のことを理解し、正しい理解と援助方法を普及し、地域で手助けの中心となる）などを通し、多くの世代へ認知症高齢者に対する理解を促進 ・認知症ケアパス（認知症の方がよりよいケアを受けられるためのもの）を活用した住民への相談場所やサービスの説明会を実施、またパンフレットやチラシにより周知 【該当する課】長寿介護課

目標3（環境）：子どもたちをはじめ住民の方々が

伸び伸びと過ごすことができる環境をつくる

ー地域の見守りと生活マナーの向上ー

地域がいきいきと活力あるものとなっていくには、子どもたちをはじめ住民の方々が伸び伸びと過ごすことができるような環境条件が必要です。しかし、親世代は共働きや残業など、子育て期に十分に地域で時間を過ごせない実態もあります。

登下校や放課後に子どもたちが不安なく過ごせるよう、子どもたちの成長を地域で見守っていく環境づくりが大切です。

また、快適な生活環境が維持されていないと、治安が悪くなったり思わぬ事故につながったりといった事態も懸念されます。ごみ出しマナーや交通安全マナーの向上、身近な防犯のとりくみといった安全安心の環境を整え、いつまでも住み続けたい地域づくりを進めます。

項目 (地域課題)	住民活動計画（第1章）			行政の支援計画
	活動内容	具体的行動		
子どもが安全に登下校できるような体制をつくりましょう	- 通学路の再考を検討する - 危険な箇所を確認する	- 近隣をはじめ地域での見守りの体制を強化する - 通学路マップなどを作成し配布する		◆地域での見守りを強化していきます。 「子ども110番の家」を活かして子どもの安全へのとりくみの支援 - 地域住民などからの要望について警察と協議 - 通学中の子どもたちの安全に配慮した安全安心カメラを設置 - 通学路安全ボランティア活動への登録を支援 ◆通学路マップの作成を支援します。 - 学校、PTA や警察と連携・協力し、通学路の安全点検を実施するとともに、把握した危険個所の情報を発信し、リスクを回避していく 【該当する課】危機管理課、学校教育課
ごみ出しのマナーを守りましょう	ごみ出しのルールの周知の方法の検討	- 可燃ごみが飛び散らないような工夫をする - 回覧板などでルールについて周知する		◆きれいなごみ集積所になるよう支援します。 - 校区からの要望に応じて防鳥ネットを提供 - カラス防除のマニュアルの配布 ◆ごみ出しのルールの周知徹底を図ります。 - ごみ処理の状況について啓発を実施 - 分別収集時に各集積場所を巡回し、地区の役員などへのルール周知 【該当する課】環境保全課

目標4（防災）：いざというときに助け合える地域をつくる

—災害時支援の充実、共助社会の構築—

住民懇談会や市民会議において、災害時の避難、要支援者の把握、避難所での暮らしなど災害が起きた時の対応に不安を感じている声が多くありました。とくに、高齢者や障がい者、ひとりぐらしの人や小さな子どものいる家庭などは、いざというときの不安を強く感じています。

災害があったときに地域の力が最も試されるといわれています。いざというときに、助け合える地域であるように、日ごろから信頼のおける関係づくりに取り組んでいきます。

項目 (地域課題)	住民活動計画（第1章）		行政の支援計画
	活動内容	具体的行動	
災害時の要配慮者の避難について備えを行っていきましょう	・要支援者の確認をする。 ・避難する際に必要なものを確認する。 ・自主防災のあり方の検討	・近隣をはじめ地域の見守りを強化する ・組ごとに要支援者避難計画を作成する ・防災マップを活用して避難場所について考える ・防災訓練に参加するように働きかける	◆地域で助け合える関係構築に向けて支援します。 ・サロン活動などを通じた地域でのつながりづくりの支援 ◆要支援者の安全な避難について支援します。 ・避難行動要支援者制度などの有効な活用について住民とともに検討 ・避難行動要支援者名簿の情報の定期更新と適正管理 ・個々の障がいなどに配慮した福祉避難所の整備に向けて住民とともに検討 ・小学校区ごとの地域合同防災訓練などで要支援者宅の訪問確認訓練を実施 ◆防災マップ作成を支援します。 ・指定避難所、指定緊急避難場所などの情報提供 ◆防災訓練への参加を支援します。 ・自主防災会との連携 【該当する課】危機管理課、福祉課

目標5（健康）：いきいきと健やかな生活をおくる

—みずから学び、みずからつくる“健幸”を実践—

住民懇談会や市民会議において、健康について気になるが参加できる機会が少ないとか、気になるがどうしてもわからないという意見がありました。また栄養・運動・睡眠などについて具体的に知ることができる場があるとよいという声もありました。

地域で幸せに暮らし続けるために、心身ともに健康的な生活をおくることはとても大切な要素です。高齢になっても元気に過ごせるように、身近なところで人と人との交流を図りながら、健やかな生活をおくるための活動ができるようとりくみを進めていきます。

項目 (地域課題)	住民活動計画（第1章）		行政の支援計画
	活動内容	具体的行動	
健康を保つための知識を持ち、身体を動かしたり活動できる場所を増やしましょう	・気軽に相談できる機会（場所）の設置 ・健康に関する遊びや行事の企画	・生活で実践できるような健康に関する勉強会 ・健康づくりに関心がある人どうしが集まれる機会	◆健康づくり勉強会などの機会を創出します。 ・健康の維持・増進・管理を自ら行っていけるような講座や講習を開催 ・地域での講座などに健康分野の専門職を派遣 ・健康づくり（栄養・運動など）を推進する役割を持つ人の養成と活動を支援 ・「豊かなスポーツライフの実現」をめざし、生涯スポーツ教室などへの参加を支援 【該当する課】健康課、生涯学習課

第4章

計画の推進に向けて

1 計画の実施主体

(1) 地域福祉計画推進委員会

第2期岩倉市地域福祉計画推進委員会を組織し、計画の進行管理や評価、提言を行います。

(2) いわくら福祉市民会議

計画策定に携わってきた、いわくら福祉市民会議を住民活動計画の推進する組織として位置付け、委員は地域福祉の推進メンバーとして活動します。小学校区に作業部会を組織し、部会ごとに「生活」・「介護」・「環境」・「防災」・「健康」の5つの領域についてとりあげた項目を中心に、住民が意見を出し合って具体的な実行方法について検討し、実行に移していきます。

また、地域福祉推進フォーラムを開催し、ひろく市民への地域福祉計画の実行状況について周知や啓発を行うとともに、いわくら福祉市民会議への参加を呼び掛けていきます。

(3) いわくらあんしんねっと

いわくらあんしんねっとの構築に向けて開催した、高齢者福祉部会、障がい者福祉部会、次世代育成支援部会の3つの専門職部会を、引き続き推進にむけて行います。

専門職の各部会は、定例的にネットワーク会議を開催し、お互いの専門性や業務内容について理解を深めることや具体的な事例を検討するなかで、市民の生活課題や地域課題の発見、社会資源についての情報共有することで、専門職間の連携を強めていきます。

また、専門職部会は地域福祉協力者団体との「顔の見える連携」を目的とした交流会を開催し、専門職が行っている支援と課題、地域福祉協力者が日ごろ地域で行っている見守りや支援と課題について情報を共有します。直接顔を合わせて話し合い、コミュニケーションを図ることによって、日常的に相談や協力が活発なネットワーク体制を構築します。

(4) 行政および社会福祉協議会の支援体制

行政および社会福祉協議会は、共同事務局として計画の進行管理を行うとともに、推進委員会からの提言を受けて、計画の見直しなどを行います。また、いわくら福祉市民会議、いわくらあんしんねっとの展開について、情報提供や運営支援を行います。

計画の推進にあたっては、計画の周知や啓発に努め、庁内および社会福祉協議会内の関係部署と連携を図りながら行政施策へと反映させていきます。さらに地域福祉推進団体などと連携を強化し、地域福祉推進団体の組織化や運営を支援します。

2 今後のとりくみについて

第2期岩倉市地域福祉計画の基本理念である「「しあわせ」と「安心」のまちづくり いわくら」の実現にむけて、市民、行政、社会福祉協議会、地域福祉協力者団体、医療・保健・福祉・介護の専門職は、協働し連携して、以下の活動に取り組んでいきます。

「いわくら福祉市民会議」では、住民主体を重視するという考え方にに基づき、いわくら福祉市民会議のメンバーによる運営を第一に考えていきます。第2期岩倉市地域福祉計画では、校区ごとの小地域福祉活動を土台として推進していくと考えました。そこで、いわくら福祉市民会議は校区ごとの部会と校区連絡会とで構成されています。また、第1期のいわくら福祉市民会議の経緯を踏まえ、広報等専門委員会を設置します。そして、行政、社会福祉協議会が共同して、いわくら福祉市民会議を支援していきます。地域のさまざまな生活課題を住民相互がお互いさま意識を発揮して、「我が事」として解決にむけて取り組んでいきます。

「いわくらあんしんねっと」では、困ったときに早急に支援に結び付け、適切な対応ができるように、また未然に防げるような、ゆたかなつながりづくりをめざしていきます。そのために、専門職が「顔の見える連携」を日常的に維持継続していけるようなネットワークを構築していきます。互いの協力体制を促進するための専門職部会と地域の様々な活動グループ、団体などの地域福祉協力者団体部会を設定し、協力体制の構築をめざします。

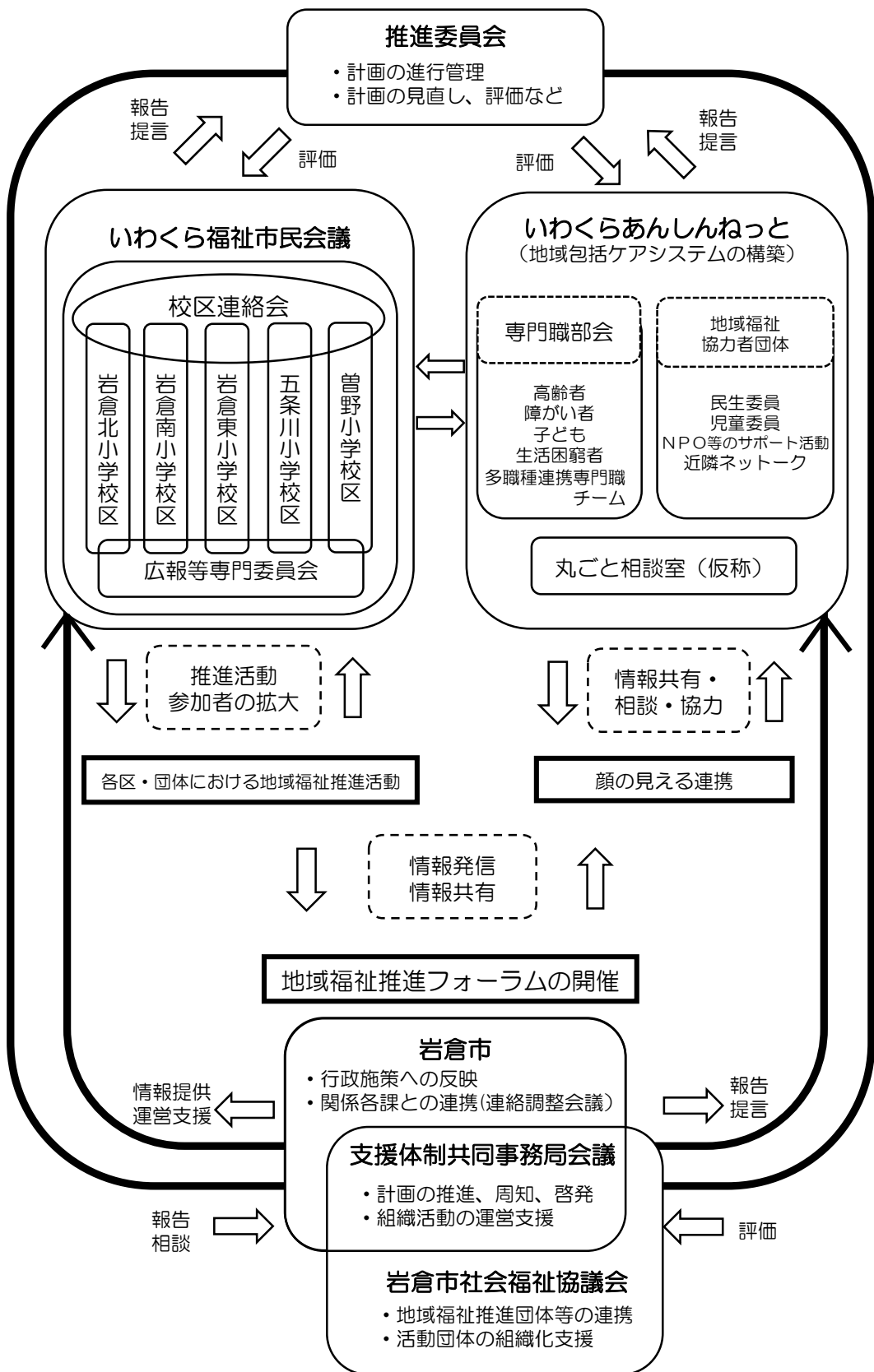
こうした活動を促進していくために、行政と社会福祉協議会とによる「支援体制共同事務局会議」を編成します。いわくら福祉市民会議、いわくらあんしんねっと、専門職連携、地域福祉協力者団体部会などの運営の支援を行っていきます。

行政や社会福祉協議会は、組織内はもとより関係諸団体との協働体制を構築し、とくに行政においては、既存の各種行政計画との連動性、協働性を高め、効率よくかつ合理的に地域福祉計画を推進していきます。そのためにも共同事務局は多くの部局の参加協力を得ながら、横断的かつ定期的・定例的に会議を持つことが必要になります。

「地域福祉計画推進委員会」では、地域福祉計画の進行管理を行っていきます。そのためにもいわくら福祉市民会議やいわくらあんしんねっとの活動について、定期的に確認し、必要に応じて計画内容の再検討や、行政、社会福祉協議会への提言を行っていきます。また、計画を全市的なものにしていくための広報活動に務めていきます。

地域福祉は、だれもがしあわせに暮らしていくことができるまちづくりに他なりません。それには、そこに集うすべての人々の協力なくして実現しません。一人ひとりが地域を誇りに思い、住んでいてよかったという地域づくりをめざしていきたいと考えています。

岩倉市地域福祉計画の推進体制イメージ図



資料

資料 1

第 1 期岩倉市地域福祉計画 実績報告

岩倉市地域福祉計画 実績報告

平成25年度～29年度

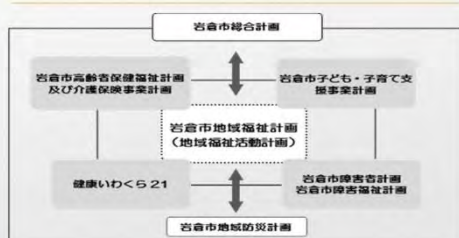
いわくらあんしんねっと

“顔の見える
連携”交流会
H29年度、55名

- ・介護保険サービス
- ・障害福祉サービス
- ・学校、子育て関係者
- ・各種相談員
- ・民生委員ほか



地域福祉計画って

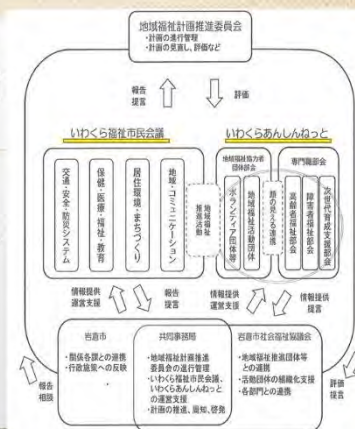


いわくら福祉市民会議

- ・第1期計画の市民推進メンバー
- ・4つの作業部会
- ・リーダー会議
- ・広報部会
- ・フォーラムの開催

第1期計画 の推進

- ・いわくら福祉市民会議
- ・いわくらあんしんねっと



交通・安全・防災システム部会



部会としての課題

- ①誰もが利用しやすい移動手段→社会参加しやすく
- ②防災への備えを考える
- ③防犯意識を高める
- ④子どもが安心して登下校できる見守り体制
- ⑤自転車の運転マナーの向上

自転車運転 マナー 啓発事業

標語作り
キャンペーン



高齢者などに やさしい移動手段の 検討

デマンド型乗合タクシー

協働推進課と意見交換



防災に関する 小冊子の作成

「私たちができる
防災への備え」

各地域の防災訓練で
配布



自転車運転 マナー 啓発事業

道路交通法の改正
自転車のルール変更



防災に関する 大型紙芝居の 上演

「地震 あいちのはなし」
全7児童館にて



防災に関する
大型紙芝居の
上演

「大地震 あいちのはなし」
全7児童館にて



～史跡めぐり～
みんなでさんぽ
in岩倉

野寄町コース

市内12コース(地域)



保健・医療・福祉・教育部会



～史跡めぐり～
みんなで散歩
in岩倉

川井町コース

参加者
延べ360人
1回平均30名



～史跡めぐり～
みんなでさんぽ
in岩倉

西市町・鈴井町コース

市内12コース(地域)



～史跡めぐり～
みんなで散歩
in岩倉

川井町コース

参加者
延べ360人
1回平均30名



いわくら
カルタ



あ 朝日 「一番東の 岩倉団地」	い 岩倉は 空にも川にも 無泳ぐ	う 運動も 発表会も 総体文	え 笑顔笑顔が はずむ 児童館
ぬ 濡れながら 子どもがはしゃぐ 水辺まつり	ね 楽しい事 小さなまちから 大きな夢を	の ノンベ遺跡 今も川井の 宝物	は 花袋 散ってなおよし 千本校

ペット飼育の
マナー向上

児童館の学童に依頼

自宅や公園に掲示
環境保全課で活用



いわくら
カルタ

〈配布予定〉

- ・児童館
- ・支会
- ・地域サロン 9箇所

〈H30年様まつり〉
さくらカフェにて実施
3月31日、4月1日



豊かな自然を
大切に
樹木の保護

神社仏閣や
公園の視察



居住環境・まちづくり部会



公園で遊ぼう
事業

6公園で実施

紙飛行機
車輪ころがし
竹馬etc.



公園で遊ぶ事業

最後は、岩倉団地
30名を超える参加者



あいさつ運動事業

盆踊り会場

あいさつは自分から！
いつやるの？ いまでしょ！
おはようございます！！

岩倉市地域福祉計画
「地域・コミュニケーション部会」



地域・コミュニケーション部会



あいさつ運動事業

市民プラザまつり

あいさつに国境なし！

日本語: おはよう
ポルトガル語: Bom dia (ボン ディア) キープ
韓国: 안녕하세요? (アンニョンハセヨ)
英語: Good morning
(グッド モーニング)

岩倉市地域福祉計画
「地域・コミュニケーション部会」



あいさつ運動事業

軽トラ市

このあいさつ！わかるかな？

やっどかめ！（八十日目）
（久しぶり！）

岩倉市地域福祉計画
「地域・コミュニケーション部会」



みんなの広場 い〜わくん

ふれあいセンター

平成26年
5～7月 第4水曜日
8月～ 第2・4水曜日
午後2時～4時



みんなの広場 い〜わくん

ふれあいセンター

ミニ講習会、体操
おしゃべり会
折り紙、小物づくりetc.



市内サロン一覧(9箇所)

町名	名称	日程	時間	場所
東新町	Eラウンジ	毎週月～水	13時30分～16時	岩倉団地集会所
南新町	ふれ愛お茶サロン	毎月第4土	10時～11時30分	さんごホール
石仏町	ケアドカフェひろみ	毎週木	13時～16時	ひろみ薬局(旧)
鈴井町	鈴井サロン	毎月第1水	10時～12時	鈴井町公会堂
中本町	あじさいの会	毎月第2水	9時30分～11時30分	くすのきの家
泉町	お茶べり会	毎月1回	13時30分	泉会館
下本町	おしゃべりサロン	奇数月第4水	10時～11時30分	第3児童館
西市町	ひなたぼっこ	毎月第1・3水	13時30分～15時30分	個人宅
北島町	ピンピンシヤわくわくらんど	毎月第4金	10時30分～11時30分	北島町公会堂

縁側サロン ひなたぼっこ

西市町
毎月第1・3水曜日
午後1時30分～
午後3時30分



5年間ありがとうございました。

第2期へバトンタッチしますが、

経験を活かして、これからも支援していきます。



地域サロン 情報交換会

市内9箇所の
地域サロンを集結。
平成28年8月29日
平成29年8月8日

各サロンの視察も実施



資料 2

「しあわせ」と「安心」のまちづくり に関するアンケート調査結果

(抜粋)

＜アンケート調査の概要＞

1. 調査の目的

岩倉市では、2013（平成 25）年度から「安全・安心・快適に暮らせるまちいわくら」をめざして、地域福祉計画を実施しています。岩倉市に住む誰もがより幸せな生活を送り、地域全体を「幸福感」と「安心感」であふれるまちにしていくために、『岩倉市民の「しあわせ」と「安心」のまちづくりに関するアンケート』を実施いたしました。その結果をもとに、日々の暮らしの中で「しあわせ」を感じる地域づくりのための方策を考えていきます。

2. 調査の対象および方法

① 調査の対象

2016（平成 28）年 10 月 1 日現在、岩倉市内に在住する 20 歳以上の市民から 2,000 人を無作為に抽出。

② 調査の内容

社会参加・つきあい・交流・生活意識・信頼などに関する質問内容。

③ 調査の方法

郵送配布、郵送回収

④ 調査の期間

2016（平成 28）年 10 月 11 日（火）～11 月 13 日（日）

3. 調査票の回収状況

① 全体の回収状況

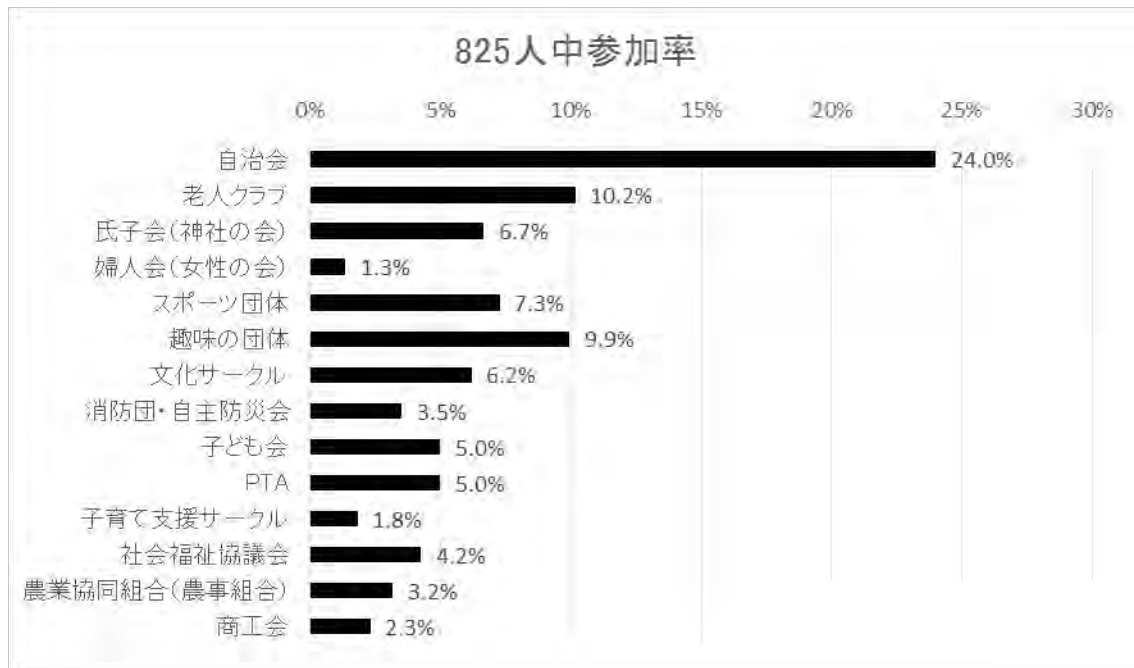
調査票の回収状況は、下記の通りとなっています。

調査票の回収状況

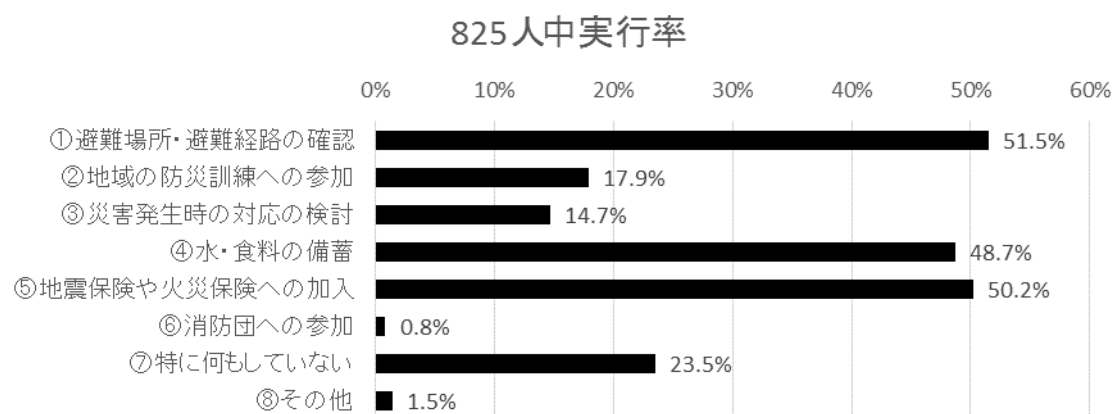
標本数	2,000	100.0%
回収数（率）	825	41.3%
有効回収数（率）	825	41.3%

＜アンケート調査の結果＞

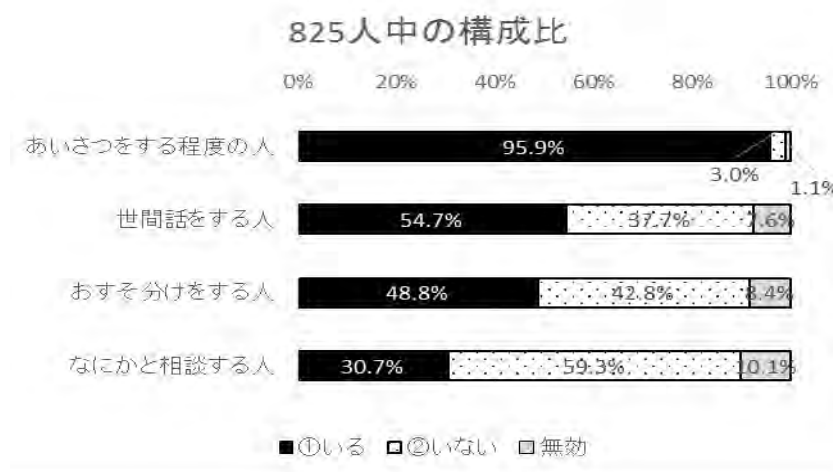
問1. あなたが所属しているものには何がありますか。



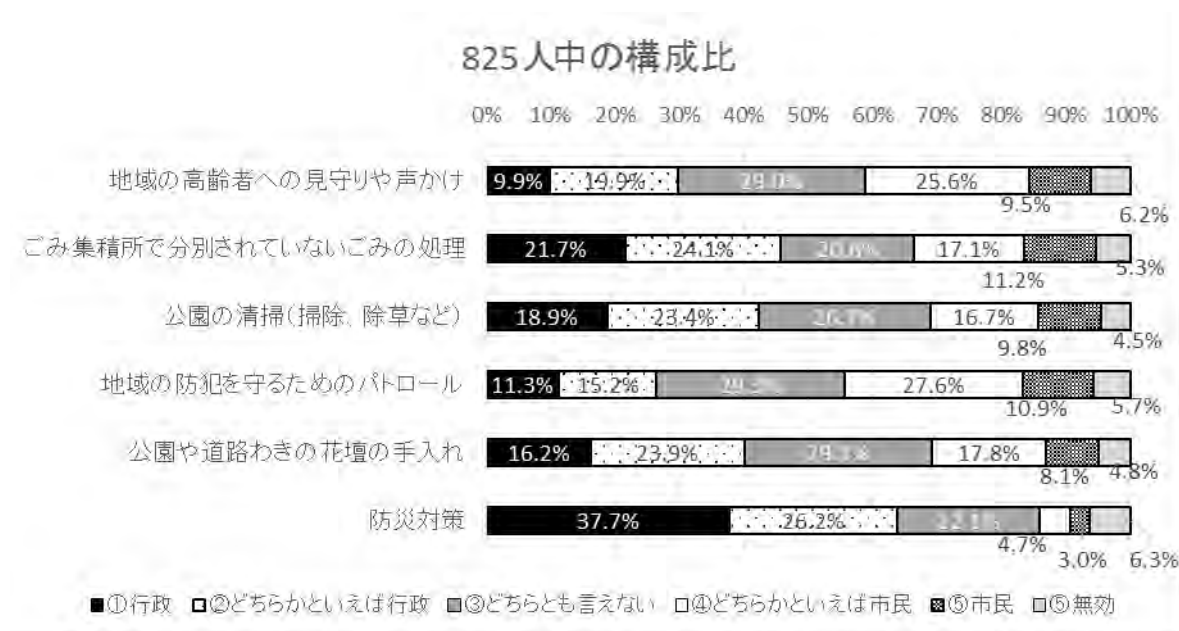
問2. あなたが現在行っている災害への対応策すべてを教えてください。



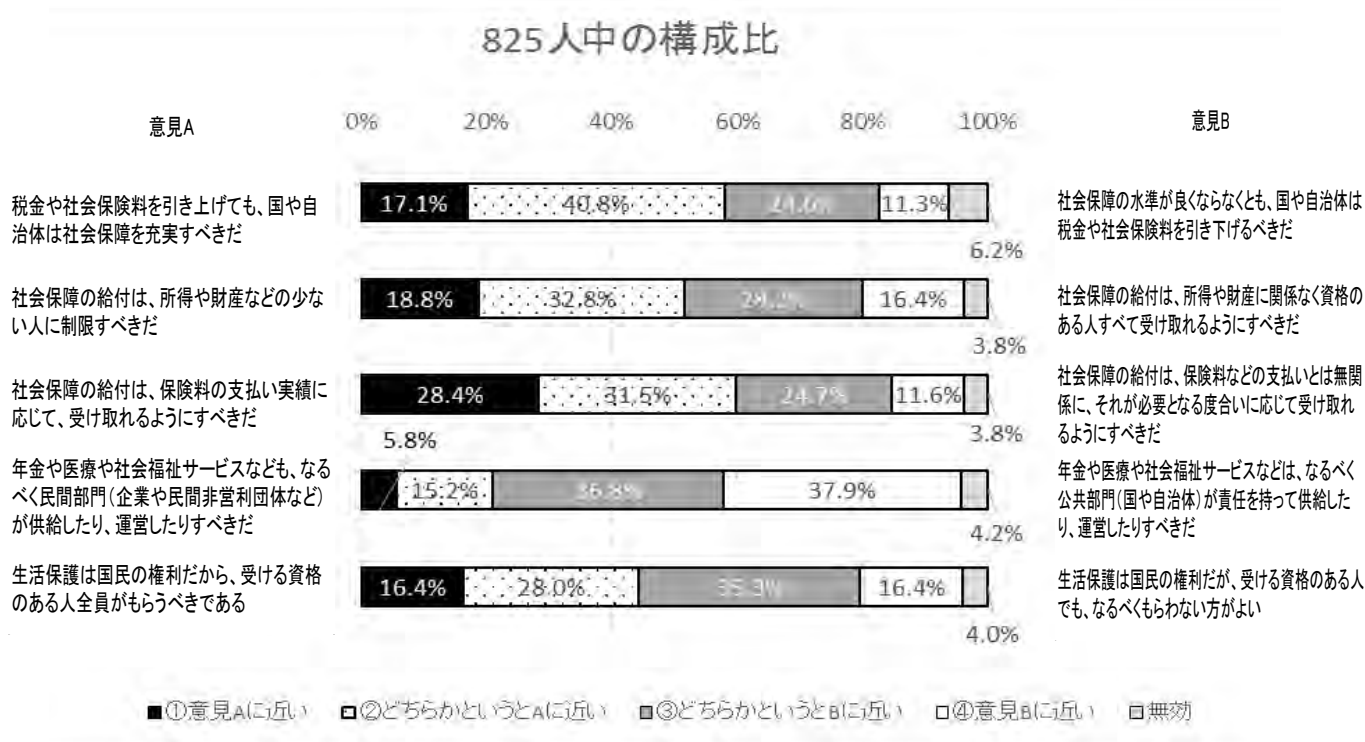
問3. あなたは近隣の方と以下のようなおつきあいをされていますか。当てはまるものを教えて下さい。



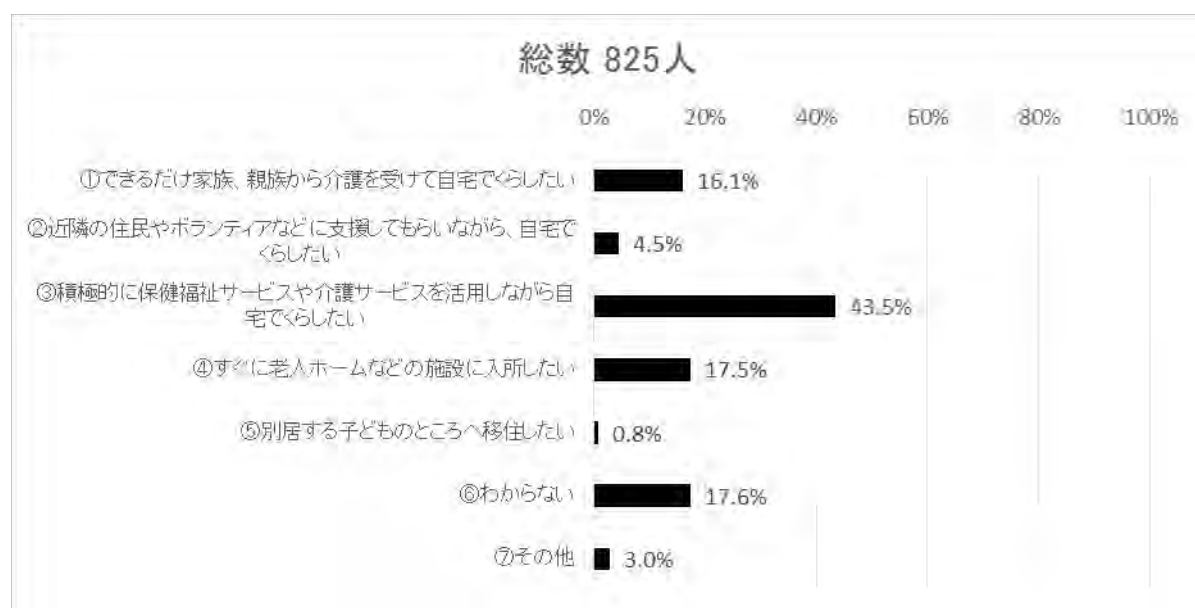
問4. あなたは以下の項目について、行政と市民（近隣、町内会、自治会）、どちらが行うべきだと思いますか。当てはまるものをそれぞれ教えて下さい。



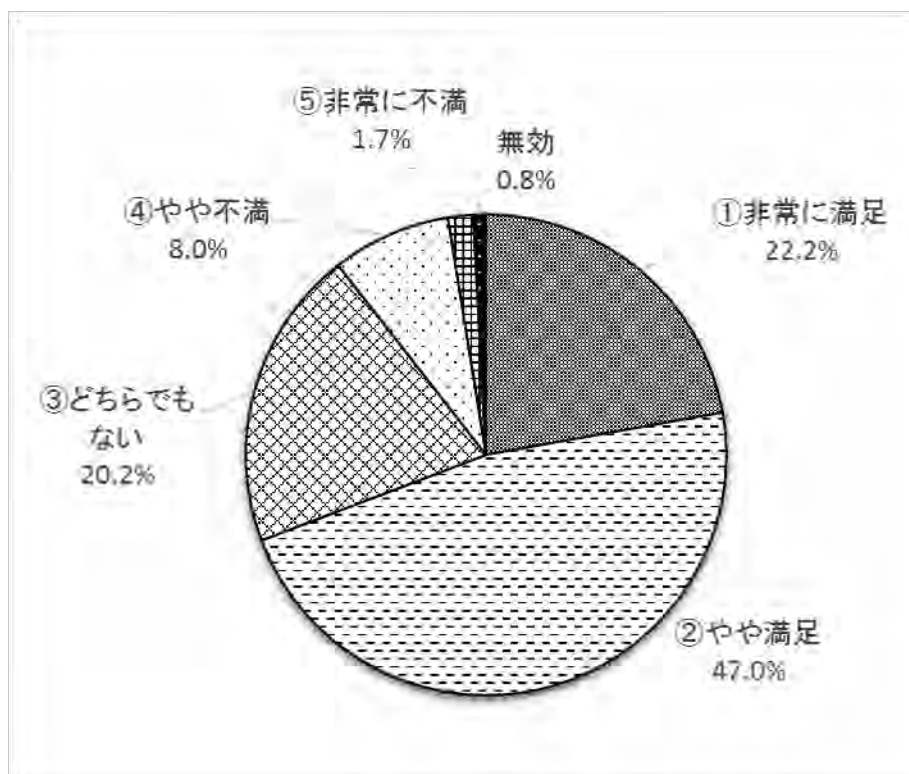
問5. 社会保障・社会福祉についてお尋ねします。次の5つの項目で「A」「B」の2つの対立する意見のうち、あなたはどちらの意見に近いですか。



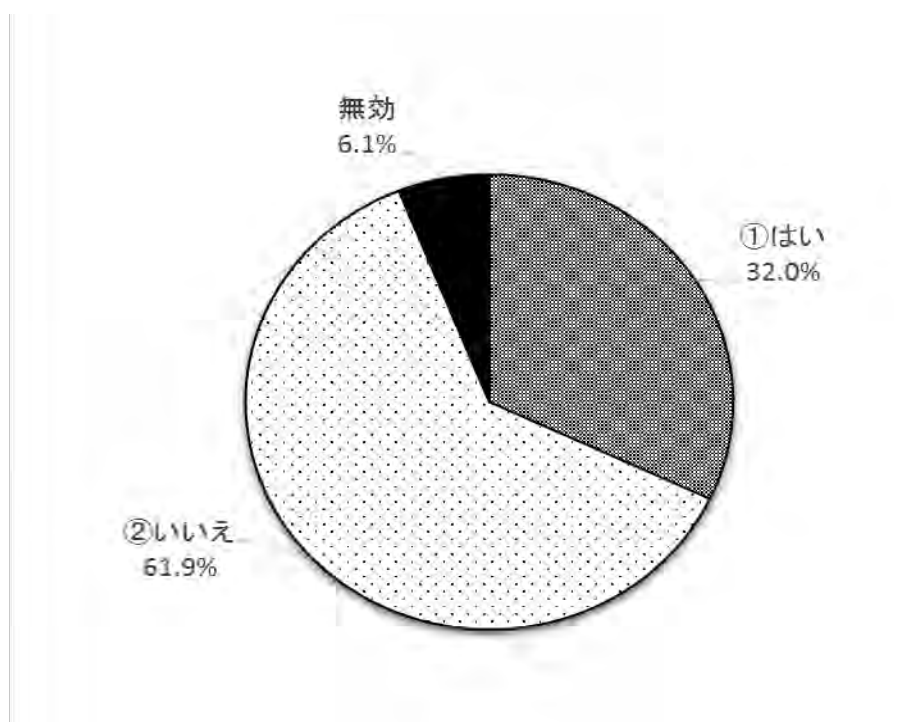
問6. もし、あなたに介護が必要となった場合、どのようにくらしたいと考えますか。



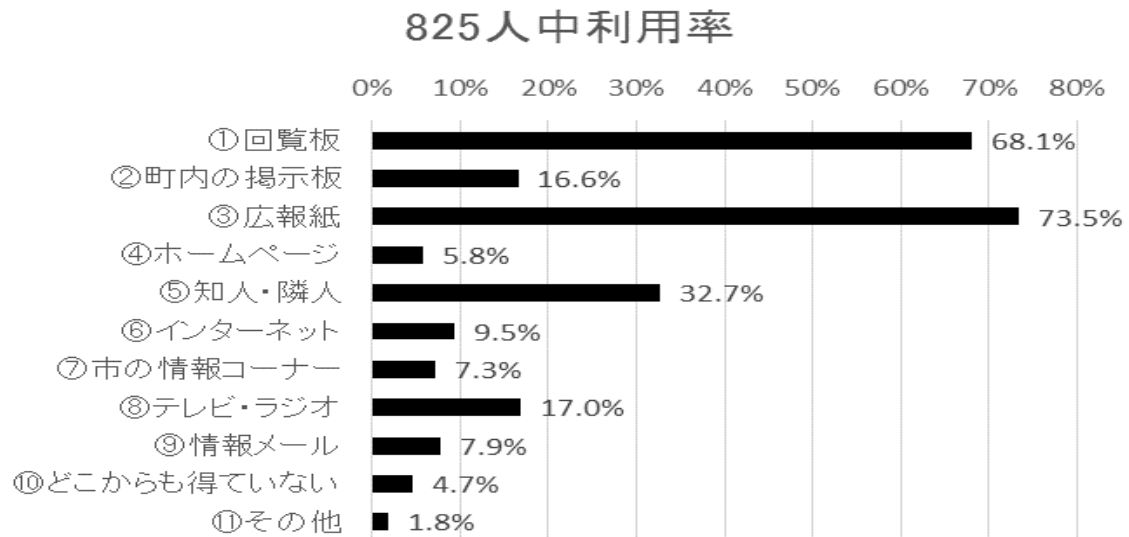
問7. あなたは現在のご自身の暮らしに満足していますか。



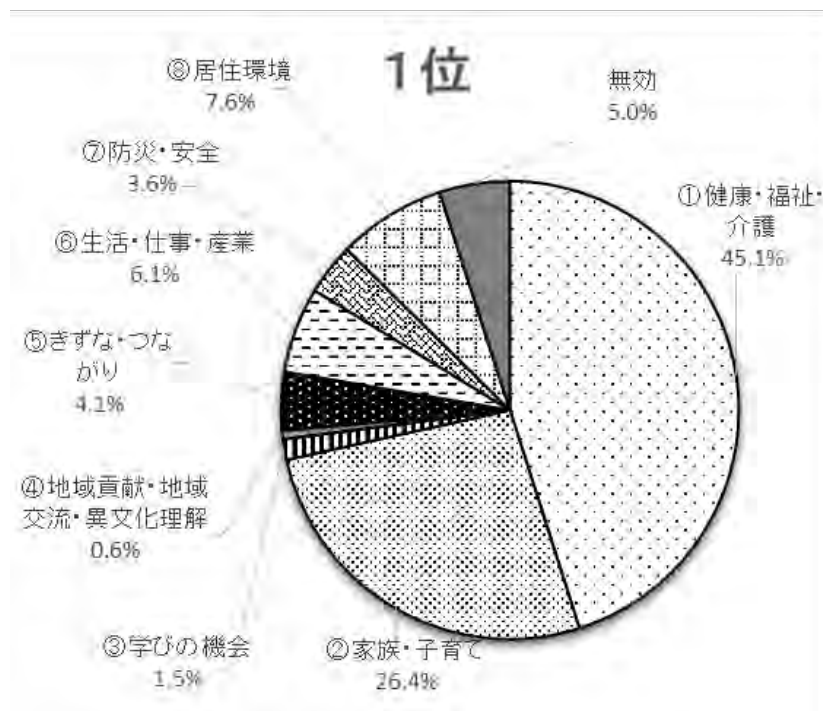
問8. あなたはまちづくりの交流会やイベントに参加したいと思いますか。

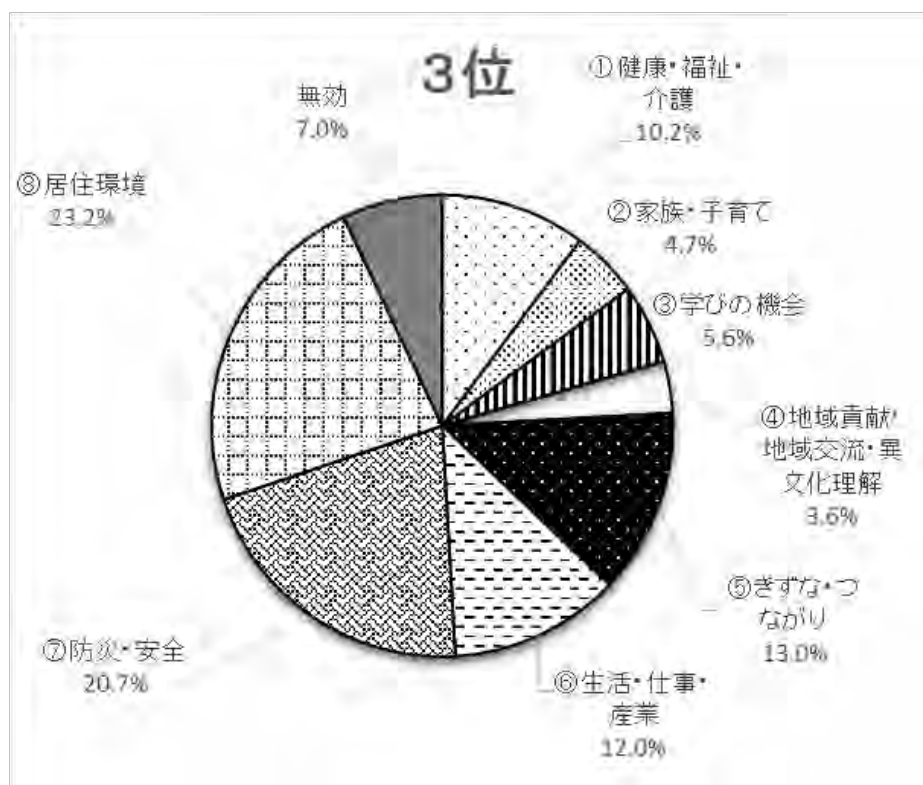
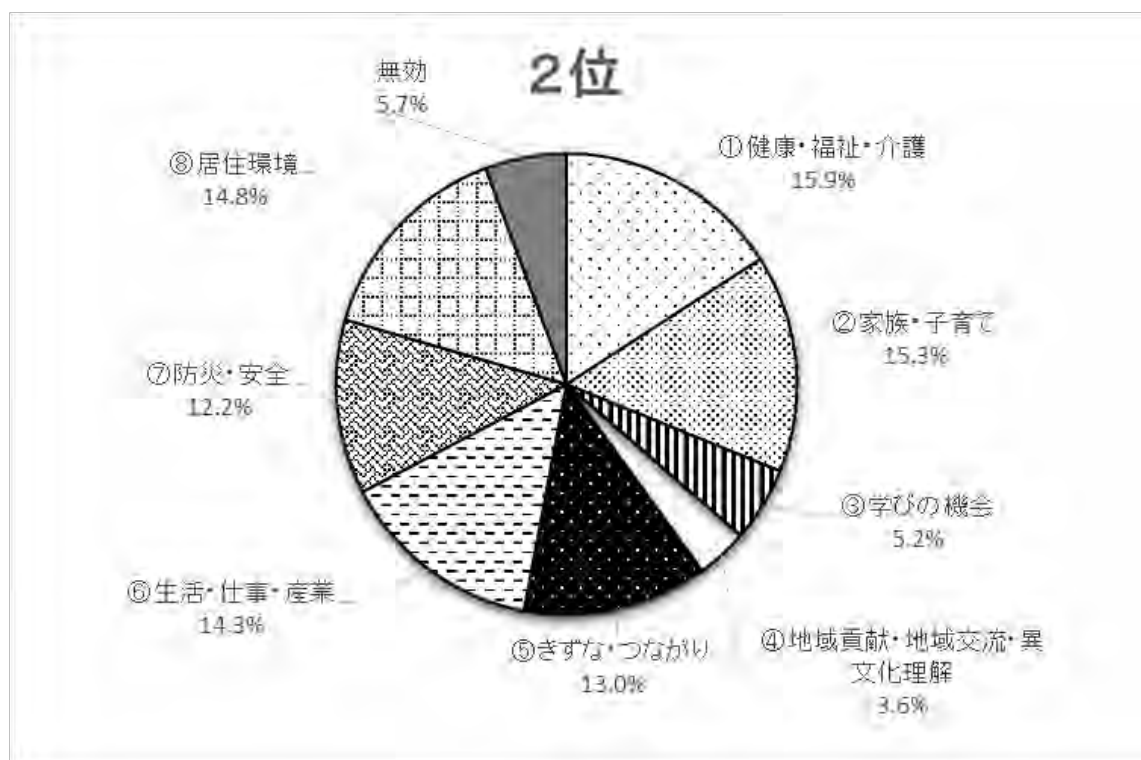


問9. あなたは地域活動の情報は主に何から入手しますか。



問10. 次の8つの分野について、あなたのしあわせにとって重要だと思う1位から3位までを教えてください。





3 計画策定までの経緯

年月日	経緯
2016（平成 28）年	
5月30日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
6月28日	第7回岩倉市地域福祉計画推進委員会（市役所）
7月19日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
9月5日	事務局会議（市役所）
9月26日	第8回岩倉市地域福祉計画推進委員会（市役所）
10月17日	事務局会議（市役所）
10月11日～11月13日	「しあわせ」と「安心」に関するアンケート調査（対象者：2,000名）
2017（平成 29）年	
1月29日	第5回地域福祉推進フォーラム（ふれあいセンター）
2月11日	第1回住民懇談会（岩倉南小学校区） 第2回住民懇談会（五条川小学校区） 第3回住民懇談会（曽野小学校区）
2月12日	第4回住民懇談会（岩倉南小学校区）
2月25日	第5回住民懇談会（岩倉北小学校区） 第6回住民懇談会（岩倉東小学校区）
3月31日	中間報告書の提出
4月13日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
5月8日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
6月8日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
6月25日	いわくら福祉市民会議準備会（ふれあいセンター） 事務局会議（ふれあいセンター）
6月27日	第9回岩倉市地域福祉計画推進委員会（市役所）
7月18日	第1回リーダー会議（ふれあいセンター）
7月26日	事務局会議（中京大学）
8月29日	第2回リーダー会議（ふれあいセンター）
9月1日	広報いわくらに特集記事掲載
9月4日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
9月10日	第1回いわくら福祉市民会議（ふれあいセンター） 事務局会議（ふれあいセンター）

9月28日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
10月8日	第2回いわくら福祉市民会議（ふれあいセンター） 事務局会議（ふれあいセンター）
10月13日	第3回リーダー会議（ふれあいセンター）
10月23日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
10月31日	第1回連絡調整会議（市役所）
11月1日	第10回岩倉市地域福祉計画推進委員会（市役所）
11月21日	事務局会議（同朋大学）
12月19日	第11回岩倉市地域福祉計画推進委員会（市役所）
2018（平成30）年	
1月9日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
1月21日	第3回いわくら福祉市民会議（ふれあいセンター） 第4回リーダー会議（ふれあいセンター）
1月23日	第12回岩倉市地域福祉計画推進委員会（市役所）
2月2日	事務局会議（日本福祉大学名古屋キャンパス）
2月9日	第5回顔の見える連携交流会（生涯学習センター）
2月10日～3月11日	パブリックコメントの実施
2月14日	事務局会議（市役所）
3月3日	第6回地域福祉推進フォーラム（ふれあいセンター）
3月12日	事務局会議（市役所）
3月26日	第13回岩倉市地域福祉計画推進委員会（市役所）

※パブリックコメントは、5件ありました。

4 計画策定協力者

(1) 岩倉市地域福祉計画推進委員会

団体名	氏名	備考
中京大学教授	野口 典子	委員長
社会福祉協議会	河村 芳彦	副委員長
民生委員児童委員協議会	小島 忠勝 山田 育代	平成 28 年度 平成 29 年度
区長会	宮田 正巳 浅田 善一	平成 28 年度 平成 29 年度
老人クラブ連合会	馬路 才智	
婦人会	小笠原 三代子	
子ども会連絡協議会	関戸 誠	
障害者連絡協議会	水越 裕美 関戸 八郎	平成 28 年度 平成 29 年度
ボランティア連絡協議会	大野 代志子 山口 博昭	平成 28 年度 平成 29 年度
いわくら認知症ケアアドバイザー会	尾関 憲明	

(2) いわくら福祉市民会議（第 1 期岩倉市地域福祉計画）：リーダー会議

部会名	氏名	
交通・安全・防災システム部会	馬路 才智	堀尾 金雄
保健・医療・福祉・教育部会	山田 成史	関戸 祐一
居住環境・まちづくり部会	井上 正和	宮田 ヒトミ
地域・コミュニケーション部会	樋口 洋治	

(3) いわくら福祉市民会議（第 2 期岩倉市地域福祉計画）

2017（平成 29）年度のグループワークに参加いただいた人数

岩倉北小学校区	35 人
岩倉南小学校区	16 人
岩倉東小学校区	13 人
五条川小学校区	16 人
曾野小学校区	22 人

5 事務局

区分	氏名	所属等
岩倉市	山北 由美子	健康福祉部長
	富 邦也	健康福祉部福祉課長
	大島 富美	健康福祉部福祉課障がい福祉グループ長
	須藤 隆	健康福祉部福祉課障がい福祉グループ主任
	氏家 弘堯	健康福祉部福祉課障がい福祉グループ主任
岩倉市社会福祉協議会	森山 稔	社会福祉協議会事務局長
	若杉 賢司	社会福祉協議会主幹
	石井 太一	社会福祉協議会主任
	木村 早織	社会福祉協議会主事補
日本福祉大学野口研究室	野口 定久	日本福祉大学大学院特別任用教授
	平澤 恵美	同朋大学社会福祉学部准教授
	汲田 千賀子	同朋大学社会福祉学部専任講師

第2期岩倉市地域福祉計画策定にあたっては、日本福祉大学社会福祉学部、中京大学現代社会学部、同朋大学社会福祉学部の学生に協力を得ました。

第2期岩倉市地域福祉計画

2018(平成30)年3月

発行 岩倉市・岩倉市社会福祉協議会

編集 健康福祉部 福祉課

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

TEL0587-38-5809(直通)

FAX0587-66-6100

岩倉市社会福祉協議会

〒482-0036 岩倉市西市町無量寺2番地1

TEL0587-37-3135

FAX0587-38-0039



い〜わくん

小さなまちから大きな夢を 岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう	愛	ふれ合い	みんなの和	(家族仲間の和を願って)
育てよう	心	からだ	みんなの健康	(市民一人一人の幸せを願って)
高めよう	文化	芸術	みんなの暮らし	(生活の質の向上を願って)
守ろう	自然	環境	みんなの地球	(かけがえない地球の存続を願って)
つくろう	人	まち	みんなの未来	(豊かな社会の実現を願って)
